

JISS所報

2008年06月30日発行・・・所報No.343

目次

スウェーデン社会研究所名誉会長 松前紀男さんインタビュー

野崎 俊一

71回、72回、73回スウェーデン研究連続講座

71回

スウェーデンの犯罪被害者弁護士制度・児童弁護士制度

ギーター・ハディン・ウィペリイ

72回

スウェーデンのODA(政府開発援助)と日本へのヒント

須永 昌博

73回

あるスウェーデン女性の自分探しの旅ールーツは日本人

マリアンヌ・ウイilson・黒田

(社)スウェーデン社会研究所 平成19年度決算報告

平成19年度理事会・通常総会議事次第

平成19年度事業報告と決算報告

(社)スウェーデン社会研究所 平成20年度事業計画と予算

平成20年度事業計画と予算

会員動向

役員人事

その他

JISS所報原稿募集

スウェーデン社会研究所 所報

No.343 2008年06月30日発行

発行所:社団法人スウェーデン社会研究所

〒105-0013 東京都港区浜松町1-8-1

榊科学新聞社内5階

連絡事務所

〒124-0024 東京都葛飾区新小岩2-19-7

Tel. 03-5661-6035 Fax. 03-3655-1596

e-mail: sweden@tkm.att.ne.jp

URL: <http://www.sweden-jiss.com/index.html>

発行人・編集責任者: 林壮行

Publisher&Editor in Chief: Takeyuki Hayashi

編集者: 久保田健司

Editor: Kubota Takesh

スウェーデン社会研究所名誉会長 松前紀男さんにインタビュー

紀男(のりお)先生——。「松前紀男さん」の名を人は親しみをこめて呼ぶ。厳父・松前重義氏が創設した、東海大学グループをはじめ、わが国教育界の重鎮である。この功績で先の春の叙勲で瑞宝重光章を受賞された。また、スウェーデン社会研究所の6月総会で名誉会長に就任されたのを機に所報に登場していただいた。大学人としての教育のあり方をはじめ、高まる国際交流と問題点の指摘、はたまた日々の生活から生まれた含蓄あふれる人生訓の数々、さらに問われるままに食べ物の好みや笑いを誘うおしゃれなファッションまで幅広いテーマになった。もともと、その真意を含め、松前さんの「人間味」がどこまで伝えられたか、いささか筆力が問われるインタビューになったことをお許しください。

(インタビュアー・野崎俊一)

都内富ヶ谷の閑静な住宅街の一角にある東海大学本部。正面門中庭には父君の胸像。それを目にし、インタビューした所は1号館3階の副理事長室。執務室は約10畳分の広さにタタミ1畳分はあろうかという机。机の背後からは正面門が見下ろせる。座って右側にガラス本棚。その傍らには自動車レース「ル・マン24時間耐久レース」に大学として初出場、話題となった東海大チームの写真が目にとまる。反対側の左壁には、これまた、父君の四つ切サイズのポートレートが架けてある。「晩年のころの父を私が撮ったもの。デンマークにあるヨーロッパ学術センターのデスクから、海を隔ててスウェーデンを眺めているひとコマですが、国際交流と大学のあり方など檄を飛ばしていたことが思い出されます」と当時を懐かしむ。

「ぼくはデジカメが嫌いだね」

カメラ歴は半世紀にもおよぶマニア。が、「ボクはデジカメが嫌い、ね」と、意外なこと？を口にする。「デジカメは確かに鮮明さがあるが、言葉がないね。写真(というものは)ひとつの表現だから、ぼやけも一つの表現でしょう」と独特の言い回しで語る。これまでの豊富な海外体験でシャッターを切る機会も多く、その中から気に入ったコマをさらにハガキ大の小作品とするなど、こまめで、多彩な趣味人としても知られている。

こまめといえばインタビューの間、こんなシーンが何度もあった。脈絡もなくあちこちに飛ぶ聞き手のテーマに件の本棚から「そのことでもっと知りたければ、この本が参考になるかもしれません・・・でも分厚いから持っていくのは大変でしょう。こっちのほうコンパクト。良かったらどうぞ」とか、別室の女性秘書にも関連資料を持ってくるように幾度となく指示する。事実をより正確に理解してもらうための気づかいとサービス精神を垣間見る。そうそう、インタビュー前に「参考にしてください」といただいた自著も数冊ある。

「病気を機に変わった人を見る目」

その一つは自身の人生訓が吐露された小冊子の「古希譚抄」。百数ページだが、含蓄含む言葉が多い。いわば、松前さんの真骨頂もここにあるのではないか。ちょっと引用が長くなるが、まずは「序」。

「古希を迎えた報告と、私の感謝の気持ちをお汲み取り戴き、気軽に目を通して戴ければ幸いである」とし、冒頭には「大体人間などというものは、三年も経てば忘れられてしまうものである。時として人びとの話題にのぼることはあっても、その人の日々の「生きざま」や、その人がどのような意志を抱いて仕事をし、ささやかであっても社会にどのような形で貢献してきたか・・・といったことは、なかなか伝えられることはない。(中略)。

人間はその一人の思想や、それに裏うちされた行動そのものが価値であり、日々の動きを停めたときに、すべて失ってしまうのである。人間というものはそんなもので、私もそれでよい・・・と思っていた。(原文のまま)

また、インタビューの中でも話題になったのが、10年前に患った大病とその後の人生観について。

古希譚抄の中でもこう綴られている。「胸腺腫の緊急手術を受けた直後のことであった。聞くところによるとこの手術は、極めて高度で、危険を伴うものであったらしいのだが、この時の私は、今迄気付かなかった大切なものを得ることができた。それは、人を見る眼が大きく変わったことである。わかり易くひと言で言えば、<人間の本質>がよく見えるようになり、世の中の虚飾の愚かしさを、今迄以上に感じるようになったのである」。まさに人間万事塞翁が馬の心

境なのだろう。

「ネクタイのマジック」

その懸念される体調は、「ぼちぼち(回復にむかっている)」とか。日々の登校には自宅のある神奈川県鎌倉市内の自宅から電車や徒歩、時にはタクシーを乗り継ぐが、駅の階段の昇降が辛い時もあるとか。

この日の服装は、淡いブルー系統の背広。ネクタイも自分自身の好みで選ぶ。と突然に手をネクタイに触り、「これ便利なんですよ」と一瞬にしてネクタイを外す。なんとワンタッチスタイルなのだ。隠れたおしゃれと茶めつけに座がなごむ。図に乗って話題も週刊誌風の質問も飛び出す。

その一つが体調との取り合わせの食事について。家人にはいっさい注文を付けず、登校日の昼飯も秘書が用意したものに箸をのばす。また、時には校舎内にある学生食堂で「学生らとテーブルをともにすることもある」と屈託ない。

「国際交流と大学について」

すでに約束のインタビューの持ち時間は超えているが、話は佳境に入る。

本題の一つである「国際交流化と大学について」。

別項の略歴にもあるように、東海大の学長と北海道東海大学長を勤めること16年半。この間には、北欧諸国や東南アジアの大学との学術交流の推進や留学生受け入れなど、文字通り東奔西走の日々でもあった。裏話を含めた実録は「大学の日々から」に綴られているほか、自らが所長を務める東海大学平和戦略国際研究所の編「21世紀の人間の安全保障」で、「安心できる生活、充足する自由、人間中心の豊かさとは」について、錚々たるわが国の論客とともに持論を展開している。

まずは「国際化」。前記の「大学の日々から」の中でこう綴る。

「一体国際化とはどういうことなのだろうか？この言葉は初めからあまりにも安易に使われすぎている言葉であり、一種の流行語となっている言葉であった。もともとこの言葉が使われたところの国際間の諸問題は、ここ数年でかなり変質してしまっている。つまり国家が、中央政府統率のもとに強力な結合を持ち、民族や地域文化まで一つにまとめる力と考えられていた時代から考えると、今日の国家の様相は変化し、いまこの本来の言葉の意味は変質してきている」と指摘する。

そして「資源のない日本が、現在の技術レベルを維持し続けてゆくためには、国際間の立場に常に気配りをし続けて行く必要があり、科学技術の世界においても相互理解と協調のシステム作りは欠かせないということである」と述べる。また、大学人としては国際文化学部の設立と研究活動の国際的な幅の拡大、実践力のある多方面からの教員登用の必要性を強調する。

さらに、少子化と大学全入時代の現状については、「大学は戦後の人口増や好景気の波に乗って(経営)楽をしてきた嫌いがある。私は日本の将来や大学の質の維持、また、国際時代に対処するには今の数が半分になってもいいのではないかと。そうでないと生き残れないかも知れないと思っています」と、一刀両断にも似た厳しい見方を口にした。

「スウェーデン社会研究所」

一方、当研究所のかかわりは、40年前に重義氏の肝いりで創立され、その流れの延長上にある。重義氏の後は、兄の達郎氏が継いだ。そして紀男氏が平成6年に理事に赴任、12年には理事長・会長職を歴任している。そして、このたび新たに設けられた初代の名誉会長に就任したが、この経緯については、在日スウェーデン大使の「両国のパイプ役に是非とも」との強い要請もあったとか。

当面の課題は、国の意向による法人化改革問題がある。当研究所も一般化か公人のどちらかを向こう5年の間に選択することを求められている。

この点について、「研究所の催す企画や講演はよくやっているといますよ。テーマも人選も国内外との幅広く、参加者も興味あるのではないですか。こうしたことは知恵を出し合ってできるもの。その意味でどちらかを選ぶかはよく話し合っただけで皆さんがやりやすいようになされたら良いと思います。私の考えは瓦林さん(当研究所理事長)らに伝えてあります」と語る。

「常に努力、だね」

話は一転。20代のマスコミ勤務時代に遡る。

実は当時の民間放送会社勤務の時に「経営理論」や「人心術」のノウハウを学んだという。前者では、上司に今後の経営分析について具申したところ「お前がやれ」と、3ヶ月間の海外出張を命じられた。ヒラ社員では初の抜擢だったという。アメリカやヨーロッパ諸国で目にした先端技術や経営術は色々な刺激とアイデアを生む元になったという。

それは「マスコミ人は井の中のカワズではだめ。また優れた経営者であっても長年その地位にいることはよどみが生まれる恐れとなる。そして人間が常に努力を忘れてはならない」ということだった。

この思いは学長時代からも揺るぐことなく今日に至っているのだろう。後日、日刊紙に掲載された大学オープンキャンパスで東海大のキャッチコピーが目にとまった。そこには「夢がはじまる日になるかもしれない」とあった。この言葉どおり、松前さんは同大と教育界の重鎮として常に先陣役と責任を負っておられるのだと思った。

編集部から 松前さんから贈られた著書(本に登場する「古希譚抄」「大学の日々」「21世紀の人間の安全保障」)は購読希望者に抽選で贈呈します。希望者は編集部まで連絡ください。

略歴 昭和6年生まれ。紀男のネーミングは誕生日の「2月11日」は、日本紀元年の紀元節に相当したところとか(古希譚抄)。6歳の時大病を患うなど虚弱児で、近所の子供から「いじめ」の対象になったこともあり、人前で話すこと、電話に出るにも恐怖感を覚える子供だった。その時、母がレコードで慰めてくれ、このことが音楽との関わりを得た(日本バイオミュージック学会誌から)。東京芸術大学楽理科卒。株式会社ニッポン放送入社、昭和38年には東海大学文学部助教授、同43年に教授。同56年に北海道東海大学学長、平成3年から同10年まで東海大学学長。

学位関係では、フランスのストラスブール大学で社会科学博士を取得。タイ国モンクット王工科大学名誉工学博士。モスクワ大学から名誉教授学位記、韓国・漢陽大学から名誉法学博士、フランス政府から平成11年に「芸術・文化勲章オフィシェ」受賞。教育・学術関連では、文部科学省メディア開発センター運営協議会副会長・評議員、国立大学法人東京海洋大学法人監査業務担当監事、松前国際友好財団理事長、芸術工学会会長、北ヨーロッパ学会会長、他。放送分野はFM東京取締役(非常勤)、FM横浜取締役(非常勤)。行政・文化関係では、ギター(札幌コンサートホール)館長、PMF(パシフィック・ミュージック・フェスティバル)理事。現在は学校法人東海大学副理事長。専門は放送政策論、音(おん)文化史。フランスの音楽家クーブラン一族の歴史と研究をまとめた「クーブラン」(音楽の友社)は数十年をかけた労作で、フランスでも高く評価され翻訳出版の話まであった。

Copyright (C) Bulletin of The Japan Institute of Scandinavian Studies All Rights Reserved

第71回 スウェーデンの犯罪被害弁護士制度と児童弁護士制度

スウェーデン弁護士連合会理事 スウェーデン政府法制化委員 弁護士
ギッタ・ハディン＝ウィベリ

本講演会開催の趣旨

皆さんは、もし自分や自分の大切な家族が犯罪の被害にあったら、とお考えになったことはあるでしょうか。人は誰でも、実際に自分の身にふりかかってきて初めて、その問題を考えるということが多くと思います。

刑事裁判について考えてみてください。犯罪をしたと疑われている人(「被告人」と言います)には、弁護士がつき、被告人のために弁護をしてくれます。自分で弁護士を雇うお金のない人には、「国選弁護士」と言って、国のお金で弁護士をつけてもらうこともできます。裁判の場では、弁護士が代わりに意見を述べてくれますし、自分自身が事件に対する意見等を述べる機会もあります。

一方被害者についてはどうでしょうか。つい数年前まで、自分自身が被害にあったり、自分の家族が事件で亡くなったりしたのに、犯人が捕まったかどうか、さらには裁判が行われることになったとしてもその日程などについても、知らされない被害者が大勢いたことをご存知でしょうか。幸いにして裁判の日を知っていても、一般の傍聴人と同じ扱いを受け、傍聴希望者が多い場合、自分の被害に関する裁判であるのに抽選にもれ、傍聴すらできないという状況が正式に改善されたのは、ついこの間の2000年だをご存知でしょうか【※1】。現在でも法律上、被害者は「証拠」の1つと考えられているため、傍聴に関するのと2000年の法改正で、かろうじて、一定の場合に意見を述べることだけはできる(「意見陳述」と言います【※2】)という状態で、被告人等の発言にどんなに疑問や不満があっても直接関係者に質問をすることはできません。

このような事態はなぜ起こるのでしょうか。それは、犯罪への対処がひとたび国に委ねられると、国が、そもそもその人が加害者であるかどうかを判断し、加害者である場合には刑罰を科すかどうかということを決めるということになるわけですが、これはあくまで国と加害者である(と疑われている)一国民の問題となり、ここでは被害者は当事者ではないと考えられているからなのです。確かに国家対国民という関係においては、冤罪の虞もありますし、国家と国民ではあまりに力の差がありますから、加害者の人権も十分に配慮される必要があるのです。これに対して、スウェーデンでは早くから被害者が刑事裁判に参加できる制度がありました【※3】。しかし、制度だけがあっても、実際に法律の素人である被害者がたった1人で刑事裁判に参加することは容易ではありません。そこで1988年から一定の犯罪については被害者にも国選弁護士をつけることができるようになりました【※4】。この制度は非常に好評で、現在ではほとんど全ての犯罪について、被害者に国選の弁護士をつけてもらうことができます。しかし、なぜ犯罪の被害にあった人がこのように虐げられなくてはならないのでしょうか。この当たり前の疑問について、日本でもようやく考えられるようになり、2008年の12月から日本の法律(刑事訴訟法)は大きく変わろうとしています【※5】。被害者はやはり当事者であるという考えから、被害者が裁判に参加できるという制度が始まろうとしています。しかし、まだスウェーデンのように被害者にも国選弁護士をつけるとういうところまではいっていません(議論は進んでいます)。

さらに、スウェーデンでは、1999年に、自分の保護者やそのパートナーから虐待を受けている18歳未満の子どものための法的代理人制度(今回はわかりやすいように児童弁護士言う言葉を使いました)というものもできています。

被害者の問題に関して、日本よりはるかに進んでいるスウェーデンで、被害者弁護士として活躍しているギッタ・ハディング弁護士をお呼びして、被害者弁護士と言う仕事については是非お話をうかがいたいと思い、今回の講演会を企画致しました。

ハディング弁護士の講演 【※6】

1. サラのケース

2人の少女が、ある友人のことを案じていました。彼女達の友人のサラが、父親から暴力を受けているとそっと打ち明けたからです。そして、サラは、父親の虐待によって体にできた打撲の傷を2人に見せたのでした。サラにとって、最も正しい方法は、もちろんしかるべき機関に助けを求めることです。しかし、家庭内暴力にあっている被害者はたいてい誰もがそうで

あるように、とりわけ子ども達については、家族に対する忠誠心と、再び傷つけられてしまうことへの恐怖との間で板挟みになっているのです。サラはまだまだ12歳で、彼女の父親への忠誠心と、そして、もし誰かに助けを求めた場合に、父親に何をされるかという恐怖が、彼女に声を上げさせませんでした。けれども、彼女には友人という存在がありました。彼女は、ようやく友人達に自らの状況を打ち明けるに至ったのです。

今度は、相談を受けた友人達が悩みました。サラには、父親からの暴力という秘密を守ると約束しました。しかし2人は最終的には担任のところへ行き、サラに対する父親の虐待を知らせたのです。学校は警察に連絡をし、警察によるサラへの取調が行われました。

サラは事件当時、わずか12歳でした。未成年者を相手とすることから、警察がサラに取調を行うためには、通常、彼女の保護者に連絡をとり、その許可を得る必要があります。しかしこのケースにおいては当の父親が被疑者なのです。彼がサラの利益を顧みようとしないことは明らかであり、おそらく母親も同様であると思われました。そこでサラの家族と接触を図るかわりに、警察は、検察官に対してこの状況を通知しました。検察官は地方裁判所に通知し、サラのための児童弁護人を選任するよう要請しました。そして裁判所は私に連絡をして、即日私が選任されたのです。

この種の事件においては常ですが、すべての関係者は、きわめて厳しい期限がついた、時間の差し迫る中で行動しなければなりません。捜査を成功させる鍵は、被疑者、即ち父親に対するよりも先に、当該未成年者に対して取調を行うことです。(父親が先だと)彼が子どもに干渉する機会を与えてしまうからです。しかしながら、いかなる取調も、児童弁護人の承認なくこれを行うことはできません。この点において、児童弁護人は、保護者としての責任を負うことになるのです。それゆえ、私が最初にしたのは、まず捜査を担当する警察官に連絡をとることでした。この特殊な事件にあたっては、警察官と私が事件についての話し合いをしたのです。私は警察官がサラに取調をすることについて同意しました。私達は待ち合わせて、学校で彼女に声をかけることを決めました。その結果、サラへの最初の取調は、私が選任されたちょうどその日の午後に行われたのです。

サラはとても可愛い女の子でしたが、非常に怯えていました。取調の開始当初、彼女は誰とも話そうとはしませんでした。彼女はただ泣いているだけでした。私達は、誰も彼女に何かをしろとか、言えとかいったことを強制したりすることはないと説明しようとした。しかしそれと同時に、もし彼女が助けを必要としているのなら、私達は彼女を助けたいのだということも伝えました。しばらく後、サラは女性警察官に心を開いたのです。女性警察官が取調を終えた時、警察官の方がショックを受けていました。サラが彼女に話したのは恐ろしい話でした。にわかには信じられないくらいに恐ろしいものだったのです。しかし、もしそれが真実であるならば、私達は直ちに行動を起こす必要がありました。

その日、後になって、サラの母親が、サラと彼女の兄弟姉妹を学校に迎えに来ました。私は警察官と一緒に母親のことを待っていました。当初、母親も私達と話そうとはしませんでした。しかし、サラが私達に話したことを聞くと、彼女も心を開きました。彼女はサラが私達に話した内容に間違いがないことを確認しました。警察と検察官は、サラの父親に取調を行うため、身柄を拘束することを決定しました。そしてその日の遅く、彼は逮捕されたのです。

サラには他に5人の兄弟姉妹がおり、一番下の子は、たったの1歳でした。年かさの子供たちは全員、警察による取調を受けました。後に、私はこれらの子ども達全ての児童弁護人に選任されました。サラの母親には被害者弁護人が選任され、数回にわたり、取調を受けました。

友人の身を案じた2人の少女に端を発したこのケースは、1年以上に及ぶ、6人の子どもへの暴行と傷害に関する起訴、母親に対する数回の強姦と、暴行及び傷害に関する起訴により幕を閉じました。父親は10年の拘禁を言い渡されました。加えて、彼は又、子ども達に対して44万9000スウェーデンクローナ(700万円強)、妻に対して51万3000スウェーデンクローナ(800万円強)の損害賠償金の支払いを言い渡されました。

これは、本日のトピックに関係する、現実の世界で起こった話です。

被害者弁護人と言う仕事

(1) 刑事事件

ここからは、刑事事件について、特に被害者弁護人を中心に、お話をしたいと思います。

警察又は検察官は、犯罪があると信ずべき理由がある時は直ちに、捜査に着手します。警察は、捜査中に、被害者、被疑者、及び、犯罪に関する情報をもっている可能性がある第三者に対して、取調を行います。

捜査は、できるだけ迅速に、かつ効率的に行われるべきです。もし捜査を継続する根拠がなければ、捜査は中止されま

す。例えば問題となっている行為が、法律上、犯罪を構成しないという理由から、あるいは被疑者を見つけることができなかったという理由から、捜査は、中止されます。しかしながら、もし、新しい証拠が発見された場合は、中止された捜査は、再び開始されることとなります。検察官または、警察が、捜査を中止することを決定した場合には、被害者には、通常その旨が通知されます。捜査が起訴に結びついた場合にも、通知がなされます。

捜査中、警察は、被害者弁護人の問題について、議論します。この問題は、できるだけ早く提起されることが重要です。

(2) 被害者弁護人法

「傷つけられた人々、不当に扱われた人々」と呼ばれることもある被害者のための弁護人に関する最初の立法は、1988年になされました。

被害者弁護人に関する権利を導入した目的は、司法手続における彼らの地位を改善することにあります。この法案に先んじて、何年にもわたる議論があり、それは、主として強姦被害者や、彼女達の権利を、どうすれば最良の方法で保護することができるかについてでした。

同法の元々の文言によれば、被害者弁護人は、最も重大な性犯罪についてのみ選任されると考えられていました。しかし、1991年には、この権利は拡大され、より多くの被害者に適用されるようになりました。それ以来、同法のさらなる拡張修正がありました。2007年1月の終わりに、新しい法案の修正が政府に提出されました。調査委員会では、とりわけ被害者弁護人法の射程を再検討しています。提案の一部は、第1に被害者のニーズとの関係において、第2に法体系における他の利害関係人との関係において、被害者弁護人が果たす役割について、その職務のために、被害者弁護人権限を明確化することを含んでいます。

(3) スウェーデンの弁護士

それでは、被害者弁護人とはどのようなもので、どのような権限をもっているのでしょうか。

被害者弁護人は、「アドヴォカート」でなければなりません。これは、いわゆる「弁護士」(スウェーデン弁護士連合会のメンバーで、「アトニー」と呼ばれることもあります)、または弁護士事務所で働く法律家がそうです【※7】。つい最近政府に提出された草案においては、「弁護士」のみが被害者弁護人として選任されるべきだとの提言がなされています。委員会は、弁護人の能力に関して、加害者のための国選弁護人に課されるのと同等の、厳しい条件が課されるべきであると考えています。加害者の国選弁護人は「弁護士」でなければなりません。

「弁護士」になるためには、まず第1にJuris Kandidat(LLM)という学位をもっていることが求められます。第2に、卒業後、一定の条件のある法的職業に5年間従事することが求められます。最後に、瑞弁連の会員として認められるのに先立ち行われる、弁護士としての適性と実技に関する試験に合格することが必要です。

(4) 被害者弁護人の仕事

被害者弁護人は、当該事件の被害者の利益を守り、被害者に対して支援と補助を提供しなければなりません。さらに被害者弁護人は、被害者が犯罪から生じる民事訴訟を提起する際にも援助しなければなりません。

これは実務においては何を意味するのでしょうか？説明の都合上、具体例を挙げてみたいと思います。

ある女性がある土曜日の夜に、ある男性によって暴行を受けたと警察に届けました。警察は、現場に行き、被疑者の男性を逮捕しました。警察は、現場において女性(被害者)に手短かに取調を行いました。その後女性は病院に連れて行かれ、検査を受け、事件に関わるサンプルを採取されました。

担当検事は月曜日(または既に日曜日)に地方裁判所に対し、被害者が弁護士を必要としていると報告します。同時に、勾留されるべき被疑者についても弁護士に関する請求がされます。

地方裁判所は被疑者に対して国選弁護人を、被害者に対しては被害者弁護人(国選)を選任します。

被疑者が勾留されているケースにおいて、地方裁判所が被害者弁護人を選任する場合には、その選任は捜査のきわめて初期の段階でなされます。

この架空の事件では、弁護人は、月曜日には既に被害者の名前と住所、捜査を担当する警察署と検察官の電話番号を入手しています。通常警察は被害者に対し、可能な限り早く取調を行いたいと望みます。被害者弁護人としての私の立場から、私はまずクライアントである被害者と接触し、打ち合わせの時間を調整します。

捜査の過程において、被害者弁護人の役割は被害者に対し、被害者が巻き込まれた法制度の今後の進行について、そして尋問に際して被害者に求められることについて、情報を与えることです。

私は、被害者と一緒に警察の事情聴取に行く前に、クライアントと打ち合わせの機会を設けるようにしています。それゆえ、どのようなことが今後起こるのかを説明できますし、取調の過程で何が起こったかが明らかになること、また何が起こったかについて細かく説明することは重要であるとも説明できます。1つの捜査を遂げるまでに、数回の取調が行われること

があります。取調中に立ち会い、クライアントをサポートすることは、被害者弁護人の役割の1つです。被害者弁護人は、取調が適正に行われているかを監視し、時にはその中で自ら追加の質問を行ったりもします。

被害者弁護人は、警察の取調に出席する他、社会福祉サービス、健康医療サービス、被害者支援組織との接触も助けます。このように被害者弁護人は、被害者が、公的機関や組織と連絡をとることを助けます。医学的な検査を受けることに同伴する場合もあります。

被害者弁護人として、主尋問に先立ってクライアントがきちんと準備できるようにします。私は被害者が法的手続きをざっと理解できるようにするため、事前に被害者とともに、裁判所がどのようなところかを見に行く場合もあります。

注意を要するような性質の事件や脅しなどがあるような場合においては、被害者弁護人は、担当裁判官と保安上の問題について話し合うべく連絡をとらねばなりません。これは一定の事件においては、最終的に法廷内の保安を強化した状態で裁判が行われるという結論になるかもしれません。

取調に出席するなど、被害者に対する主尋問に先駆けて準備するかたわら、被害者弁護人のもう1つの任務は、損害賠償請求を起こすことです。

検察官による刑事手続が始まると、告訴は被害者弁護人によって、再チェックされ、損害に対する請求をすべきかどうか話し合われます。ここで私は現在の法実務について説明し、我々は犯罪の結果として被害者が被ったことに対する請求可能な値段について検討します。

損害賠償が支払われるためには、通常、医師の診断書や、診療と薬の購入についての代金の領収書を示すこと等が必要です。被害者弁護人としては、被害者が必要な証明書を得るのを助けます。

要求される資料がすべて集められると、損害賠償請求に関する書類が作成でき、法廷に提出されます。これらの証拠は必ずしも文書で提出される必要はありませんが、それが望ましいとされています。その後、主尋問が始められる場合にこれらの書類は提出されます。

全関係者は、主尋問に出席するよう召喚されます。裁判官は、裁判長(職業裁判官)と3人の参審員から構成されます。検察官、被害者、被害者弁護人が法廷の左側の席に座ります。被告人、そしてその国選弁護人は、法廷の右側の席に着席します。

おそらく尋問を受けるであろう目撃者は、審判の始めから法廷にいることは認められません。後から、尋問を受ける際に法廷に呼ばれます。つまり、証人は、彼又は彼女が証言する前に、被害者や被告人が証言することを(法廷で)座って聞くことはできません。

審理は通常、公開の法廷で行われます。つまり、誰もが審理が行われる法廷に出席する権利をもつということです。しかしながら、裁判所はプライバシーの性質から、審理の一部または全部について、特定の人にしか在廷を許さないという決定をすることができます。

あなたが被害者であるとして。あなたは、検察官と、あなたの弁護人の隣に座ります。あなたが損害賠償請求を行う、あるいは起訴を支持するなら、あなたは事件の当事者となり、公判において被告人と同様の権利をもちます。被害者は、検察官の事実の陳述の後に尋問を受けます。被害者は被告人への尋問の前に尋問を受けます。あなたは自分が被害にあった犯罪について、あなたの言葉で述べることを求められます。その後、検察官、被害者弁護人、最後に被告人側の弁護人があなたを尋問することになります。

被害者に対する尋問はしばしば、徹底的で詳細にわたります。それは検察官が事件を立証するのに必要だからです。ゆえに、被害者ができる限り詳細で正確な証言をすることが非常に重要になります。

犯罪被害者は、被告人に直面しがたいと感じ、恐怖を感じるやもしれません。そのような場合、裁判所は被害者が尋問されている間、被告人は別室に待機するよう命じることができます。しかしながら、被告人にはあなたの陳述をスピーカーを通して聞く権利があります。同様に、被害者が傍聴人の誰かを恐れるなら、裁判所は、あなたへの尋問の間、その者(それらの者)の退室を命じることができます。被告人の尋問が終わると、証人が尋問される番です。

全ての証拠が提出されると、審問は検察官の論告、被害者弁護人、被告人側弁護人の最終陳述によって、審理終了となります。その後、裁判は裁判官に委ねられます。裁判官はしばしば口頭で、審理終了後直ちに評決の結果を宣告します。しかしながら、複雑な事件では、宣告までに2週間(時にそれ以上)かかります。そのような場合には、裁判所は、当事者達にいつ決定が出るかを知らせます。当事者達は全員、判決を書面で受け取ります。

なお当事者に地裁判決への不満がある場合は、控訴裁判所に上訴することができます。

(5) 犯罪被害者庁

損害賠償請求がある場合、裁判所が、被告人が被害者に払うべき金額を決定することになります。ときに被告人はその

請求を受け入れます。その場合、裁判所はその額(被告人が受け入れた値段)に拘束され、(被害者により)請求された額で決定します。しかしながら殆どのケースでは、被告人は法に適う賠償額の決定を裁判所にゆだねます。ゆえに刑事事件においては、裁判所は被告人が有罪か否かを決定し、いかなる刑罰に科せられるかを決定し、さらには損害賠償の額を決定するのです。

加害者が被害者に支払いをしない場合、被害者は犯罪被害者庁に行くことができます。犯罪被害者庁への申請は、判決が法的効力を与えた場合になされえます。大半の被害者弁護士はクライアントのこの手続を手伝います。たとえ我々のその作業に対して金銭が支払われなくともそうです。

犯罪被害者庁が申請書を受け取ると、適正な金額を定める独自の判決を出します。犯罪被害者庁は裁判所の判決に拘束されません。加害者は、犯罪被害者庁が被害者に支払った金額を、国への借金としておうこととなります。借金は10年の年賦となります。

刑事裁判所が、当該事件における損害賠償に関する問題が非常に複雑であると考えた場合には、裁判所はその件の分離することを決定できます。すると損害賠償請求の部分は民事裁判となり、民事の規定が適用となります。

児童弁護士

児童弁護士は、法定刑に拘禁をもつ犯罪が、18歳未満の者に対してなされたという疑いがあり、かつその子どもの保護者が被疑者とされている場合、または被疑者との関係で、保護者が子どもの権利を守ることができない場合に選任されます。

子どもが彼らに近い関係の者から被害を受けているようなケースで最も重要なことは、犯罪捜査の良い機会が与えられること、できるだけ速やかに、このような微妙な状況をうまく舵取りできる独自の代理人が子どもにつけられること、予備捜査を指揮する者が、最初の重要な方法をとるために十分な時間が与えられることです。

児童弁護士としての仕事と、被害者弁護士としての仕事は非常に共通しています。しかしながら重要な点で違いもあります。

児童弁護士として、あなたは、子どものためにいくつかの問題について決定をしなければなりません。あなたは時に保護者として振舞うのです。例えば、あなたは、子どもが尋問(クエスチョン)を受けるかどうか、医師の検査を受けるかどうか、いくら損害賠償・慰謝料を求めるといったことを決めなければなりません。

さらに、ほとんどのケースで、子どもは15歳未満であり、ゆえに法廷には出廷しません。法廷で尋問される代わりに(インタビュー)、法廷とその他の関係者達は、主尋問において、子どもの声をビデオを通じて聞きます。そのビデオは警察の捜査と尋問(クエスチョン)の際のものであります。

警察の尋問の間、警察だけが取調をすることができます。児童弁護士として、あなたは、別室で尋問を聞き、もし質問したいことがあれば、警察官に質問してくれるよう頼みます。被疑者の弁護士も同様に警察を通して質問を依頼することができます。しかし、これは予備捜査の間になされなければなりません。

以下の手続は、私が最初にお話したものと同様です。ほとんどのケースで、子どもは在廷しません。ゆえに、裁判所と全ての関係者がじかに子ども自身の言葉と経験を聞く機会を与えるためには、警察のインタビューの間に、全ての関係ある質問を子どもにすることを覚えておくことが重要です。

犯罪と子どもの行動に関する証拠を提出することもより一般的です。なぜなら、彼らはいつも自分自身について語れるわけではないからです。証拠は心理学者や医師からの診断書などがなりえます。子どもの行動に関する口頭の証拠も、重大(深刻シビア)な事件においては一般的です。これは多くの場合、教師、学校福祉士、親戚などです。

弁護士の援助を受ける権利

スウェーデンには法律扶助制度があります。これは、殆ど誰もが、被疑者・被告人の国選弁護士、被害者弁護士、児童弁護士の援助を受けうるということです。料金は国によって支払われます。被害者にとっては、国選弁護士は無料です。被告人の場合は、有罪になると、裁判所は、彼または彼女に当該事件の国選弁護士の費用の一部を返還させるよう決定することができます。返還する金額は収入によります。もしあなたが無収入ならば、全く払うことはありません。

なぜ被害者弁護士であり、児童弁護士であるのか

全ての人にとっての公正な裁判を担保するには、裁判に関わる人全てが同様に扱われることが重要なのです。ほとんどの人にとって、被疑者・被告人に国選弁護士がつくということは必然的ですが、被害者にとっても、捜査と公判を通して助けてくれる人がいることが重要なのです。特に、両親が被疑者である子どもにとっては、独立した法律家の助けが必要です。

私の話を聞いていただき、スウェーデンの法制度と、それがいかに運用されているかということについて、皆様に、なんら

かの情報を提供できましたら幸いです。

私は自分の仕事を愛しており、またこの仕事には意味があると信じています。私が最初にお話したサラという少女は、決して忘れることのできないクライアントの1人です。彼女は、最後には、勇気を出して、彼女と彼女の兄弟姉妹達に起こったことを話してくれました。彼女や他の人々の笑顔に出会えること、それこそが私を幸せにするのです。

最後に

ハディング弁護士に初めてお目にかかったのは2005年の夏のことでした。被害者弁護人制度というものに非常に興味を持っていると私が言うと、この仕事にそんなに興味をもってくれてとても嬉しいと言ってくれ、仕事の合間に長い時間をさいて、丁寧に説明をしてくださいました。彼女の仕事に対する熱心さに心を打たれると共に、被害者について非常にきめ細かく気を遣う反面、法律家としての公正さも忘れてはいけなさと、時に加害者側の国選弁護の仕事もこなす彼女の真摯な態度に非常に感銘を受け、この人を是非日本にお呼びして、講演をお願いしたいと思いました。

彼女の言葉で印象的なのは「全ての人にとっての公正な裁判を担保するには、裁判に関わる人全てが同様に扱われることが重要なのです。」という部分です。加害者は勿論、犯罪に巻き込まれた被害者も一国民であり、刑事裁判において権利が保障されることは当然だと言うのです。

また、日本では被害者が裁判に参加すると、被害者が感情的になり、法廷が荒れるという意見がありました。しかし、彼女は被害者が感情的になるのは当然であり、それを抑えながら、事件の真相究明に導くのが被害者弁護人の仕事であり、そのために、捜査の早い段階から、被害者と何回も話し合い、信頼関係を築いていくことが重要であると言っています。

被害者が裁判に参加することについて、被告人(+弁護士)対検察官という対立のバランスが崩れ、被告人に不利になるという批判もあります。この点については、そもそも検察官は被害者の味方や代弁者ではなく【※8】、中立に事件を立証するものであり、問題ないと述べています。

日本において犯罪被害者の法的地位が大きく変わろうとしている今、スウェーデンの被害者弁護人制度から学ぶべきことは非常に多いように思います。

【※1】「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(2000年法律第75号)第2条

【※2】刑事訴訟法第292条の2

【※3】司法手続法第20章第8条

【※4】被害者弁護人法(1988年法律第609号)、司法手続法第20章第15条

【※5】「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(2007年法律第95号)が2007年に成立し、2008年12月から施行予定です。

【※6】スウェーデンの裁判制度はほぼ日本と同じであるため、また損害賠償の内容につきましてはあまりに日本と概念が異なり、かつ非常に複雑であるためこれらに関する部分は割愛いたしました。

【※7】日本で言う司法修習生にあたります。しかし日本では司法修習生は既に超難関である司法試験に合格しており、既に法曹予備軍です。2回試験と言われる修習後の試験は修習の総まとめです。これに対し、スウェーデンではこの修習の後の試験がむしろ本番の試験であり、日本とは全く状況が違います。

【※8】この点は日本の判例でも言われています。スウェーデンの法律上は被害者は検察官を補佐するような形で裁判に参加すると考えられています。

本講演会を開催するに当たりまして、スウェーデン社会研究所所長須永昌博様及び須永洋子様にご多大なご助力を頂きました。お2方のお力なくしては本講演会を開催することはできませんでした。ここに深くお礼を申し上げます。

また、本稿をまとめるまでに、林壮行様に多大なご支援を頂きました。ここに深くお礼を申し上げます。

(文責: 東北大学国際高等融合領域研究所 矢野恵美)

Copyright (C) Bulletin of The Japan Institute of Scandinavian Studies All Rights Reserved

第72回 スウェーデンのODA(政府開発援助)と日本へのヒント

(社)スウェーデン社会研究所
 所長 須永 昌博

世界の貧困国の救済と発展のために、先進諸国はODA(政府開発援助)を通じて様々な援助を行っているが、その援助の仕方、援助金の額、供与の形態等は国毎に異なる。これは、国によってODAに対する考え方が異なり、それゆえ取り組み方が違って来るからである。

本講演ではスウェーデンのODAについて述べようと思うが、あわせて日本のODAについてもスウェーデンと対比する形で述べてみたい。これは、そうすることによりスウェーデンのODAの特徴をより明確にすることができ、最後に述べる“日本へのヒント”において参考になると思われるからである。

本講は、[I]スウェーデンのODAの概要:日本との対比、[II]スウェーデンのODAと人材養成、[III]スウェーデンから学ぶべきもの、という構成でお話を進める。

なお、当講演は、厚労省・海外職業訓練協会からの委託事業「スウェーデンとデンマークのODAとその人材開発」の調査報告に基づいている。

I スウェーデンのODAの概要

はじめに

ODAは極めて人間臭いテーマであって、ODAには国の性格がよく表れる。それゆえODAが分かれば、その国が分かるといってよいほどである。そこでまず初めに国際ランキング表からODAに関する事項のいくつかを取り上げて、スウェーデンと日本が国際的にどのような順位にあるかをみることにより、スウェーデンのODAが世界でどんな位置づけにあるか、そのあらましを示そう。

| | スウェーデン | 日本 |
|--------------|--------|-----|
| ODAのGNP比 | 2位 | 17位 |
| ODAの国民の1人負担額 | 4位 | 15位 |
| 国民一人当りGDP | 8位 | 13位 |
| 国際競争力指数 | 3位 | 6位 |
| 教育機関への公的支出 | 5位 | 25位 |
| 人生の満足度 | 5位 | 24位 |

スウェーデンの外交政策

スウェーデンの外交は、あらゆる国と友好関係を保つことを基本とする多面的外交である。国際開発政策を外交政策の柱のひとつに置いており、それゆえスウェーデンはサブサハラアフリカなどの貧困国への援助にとりわけ熱心である。

スウェーデンの2006年度のODA予算は261億クローネ(4400億円)で、外務省予算280億クローネ(4700億円)の93%をしめている。この比率の高さが示すように、ODAはスウェーデンの外交政策そのものであるといつてよい。(日本の2006年度ODA予算は4700億円、外務省予算は7000億円で、その比率は68%である)

スウェーデンのODA政策の根幹

スウェーデンのODA政策の根幹にあるのは「世界の人は皆同じように幸せになる権利がある」という人権思想である。すなわち地球上のあらゆる人間には老若、男女、ハンディキャップ、貧富、国籍、人種等に関係なく、幸せに生きる権利が与えられるべきであり、そのような社会を築くことを目標にしなければならない、という考え方である。スウェーデンでは、この目標の達成のためには、国の安全保障、国際貿易、産業、公衆衛生、移民政策、国際開発などの政策は、個々に達成目標がバラバラであってはならず、一貫性をもっていなければならないとしている。このような理

念のもとに、スウェーデンのODAは次のふたつの視点に力点を置いている。一つはすべての人の「人権の確立」であり、もうひとつは「貧困からの脱却」である。そして発展途上国において、「人権の確立」と「貧困からの脱却」を実現させるために、それ等の国の民主化の援助をするというのが、スウェーデンODAの根本理念である。

スウェーデンの開発援助額

スウェーデン国会は、今から40年前の1968年に開発援助の額をGNIの1%にすることを決議した。以来この数字を目標にスウェーデンは努力を続け、2006年には1.03%と目標値を越えた。対GNI1%達成はスウェーデンの長年の悲願であった。(日本の2006年のこの値は0.28%)

スウェーデンODAの援助形態

ODAの援助の形態には、無償給与と借款の形態がある。無償給与は、被援助国が現在困窮し、助けを求めている分野に直接的に救いの手を差し伸べられるという効果がある。借款は、被援助国の自主性を促進させ、その国の産業経済を進展させるという効果がある。どちらの援助形態に重きを置くかは供与国側の考え方によるがスウェーデンの場合はほぼ100%無償給与である。それに対して日本は50%が借款である。

スウェーデンのODA実施機関

スウェーデンで国際開発協力を実施する政府母体はスウェーデン外務省(開発政策部)である。スウェーデン外務省の人員は総勢2500人で、そのうち国内勤務が740人、海外勤務が1760人である。ODA政策の責任者は一本化され、国際開発協力大臣がODAの責任を負う。(日本は海外経済協力会議のもと、外務、財務、経 の大臣が同列で責任を負う)

外務省の担当する分野は多国間協力の分野で、したがって国連を中心とした援助開発は外務省の活動分野に入る。

スウェーデンのもうひとつの国際開発協力の実施機関はSIDA(スウェーデン国際開発協力庁)である。SIDAには850人のスタッフが在籍し、そのうち約100人が海外の援助対象国に勤務している。SIDAは外務省管轄の庁(Agency)であるが、外務省への報告義務を除いては完全に政府機関から離れて独立してODA活動を行う。SIDAが担当するODAの分野は二国間援助の分野である。後述するが貧困国を対象とする被援助国の人材教育、養成はSIDAの重要な援助開発活動である。

スウェーデンODAの対象地域

「スウェーデンのODA政策の根幹」で述べたように、スウェーデンは援助の主眼を人権・人道支援と貧困脱却に置いているので、援助の対象国は貧困に苦しむアフリカ諸国がトップを占めている(タンザニア、モザンビーク、エチオピア、ウガンダなど)。次いで中東のアフガニスタン、パレスチナ統括地区、中南米ではニカラグア、東欧はボスニアヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ、アジアではスリランカに大きな援助を供与している。

スウェーデンの援助における重点取組事項

スウェーデンが貧困からの脱却のための方法として最も重視しているのは教育である。

貧困の根本原因は教育の欠如にある。貧困層にある多くの人々は教育の機会が与えられておらず、識字能力に欠ける。これ等の人々を貧困から救うには、読む能力、教える能力を身につけさせることがまず必要である。

一方国全体を貧困から救済するには、その国の社会インフラ開発、経済開発が重要である。そのための教育が必要である。

さらに長期的見地にたつと、国には高度の知識をもつ知識人としての研究者や、その組織の育成も極めて重要である。

スウェーデンではこれ等の人材教育を、援助の重点取組事項としている。

II スウェーデンのODAと人材養成

SIDAの人材養成の取組み

前述のように、スウェーデンのODAは主眼を人権・人道支援と貧困脱却に置いており、その支援の方法としては教育を最も重視している。スウェーデンのODAの教育、人材養成支援は、SIDAが中心になって行なっている。

SIDAの人材養成の枠組みは次の通りである。

- 基礎教育・識字教育・女子教育
- 研修プログラム
- 研究開発協力
- NGOsへの財政支援

SIDAの基礎教育・識字教育・女子教育

SIDAが援助を行う国々では、すべての人間が教育を受ける権利の行使を実現させるためのプログラムに力を注ぐ。このプログラムでは、子供達たちだけでなく成人も対象にした教育を念頭に置き、初等教育を優先させている。特に基礎教育、識字教育に重点を置いて支援金を含めた援助を行っている。

SIDAの研修プログラム

貧困国の人材養成では基礎教育とともに人の能力の開発が重要である。

SIDAは人材開発研修プログラムを開発し、これにもとづいて貧困国を支援している。

研修プログラムは、貧困国から選ばれた20人～30人の人材を対象に1年にわたりスウェーデンの政府機関、大学などにおいて民主、教育、環境、工学、農業、経営等の授業を行い、これにワークショップ、実習、見学等を加え、さらに本国に戻っての実体験を組み合わせた形で行なわれる。SIDAは研修プログラムを策定、実施するとともに、研修生に研修参加費や宿泊費、食費等を供与して支援している。

SIDAの人材養成:研究協力

国が貧困から脱し発展するには、その国に国家の発展に役立つ知識とその蓄積がなければならない。そのような知識ベースをつくるには

- (1) 天然資源の活用
- (2) 持続可能な社会の発展
- (3) 海外投資の誘致
- (4) 外国との交渉術

を可能にする研究者と研究組織が国レベルで構築されなければならない。

SIDAでは貧困国に対し、研究組織を支える研究者を養成し、彼等に研究計画の手法と研究テーマを教授し、彼等が研究結果を利用、応用できる体制をつくるための協力を行っている。また研究組織に研究資金や研究資源を提供することにより、スウェーデンと被援助国の研究者同士が協力できる体制支援を行なっている。

SIDAのNGOsへの財政支援

発展途上国への援助にはNGOの協力が不可欠である。多くのスウェーデン人はNGOの活動を理解、評価しており、71%のスウェーデン人が何らかの形でNGOに寄付をしている。スウェーデンでは様々な組織、団体、企業が貧困国を援助するために資金を拠出している。SIDAは900万クローネ(約1億5000万円)の予算を用意し、NGOの募金活動を応援している。ただし、資金的援助はすべてのNGOが対象ではなく、SIDAと活動協定を結んだ14団体である。

III スウェーデンから学ぶべきもの

スウェーデンと日本とは、ODAの政策も援助の形態も異なる。これは国が違えばODAに対する考え方も異なってくるからであって、両者を比較して、どちらの国のODAの方が良いとか悪いとかは一概にいえぬ。しかし、民主主義の精神ののちで国民と政府が一体となりODAに取り組むスウェーデンの姿勢には、日本は学ぶべきところが多々あると思う。そのいくつかを述べる。

- 1、スウェーデンでは、選挙民のもつひとりひとりの強い人権意識が、選出される政治家の理念となり、ODAの政策に生かされている。
- 2、選挙時に高い投票率(85-90%)を示すことで納税者はODAの国の政策に常に目を光らせている。(日本の投票率は50%以下)
- 3、労働組合の組織率が高く(スウェーデン91%、日本19%)、働く人達が自らの人権を守りながらお互いに助け合うという社会風土がある。
- 4、民主主義の基本となる国民の教育には、国が大きな比重を置いている。(教育に対する公的財政支出の対GDP比:スウェーデン7.6%、日本3.7%)
- 5、スウェーデンは、他の国の出方とは関係なく自ら高いODA援助目標(対GNI比1%)や温室効果ガス削減目標(2012年マイナス4%)を掲げて実現に努力しているが、それはスウェーデンが国として持っているプライドによるものである。

(講演抄録文責 JISS所報編集部)

JISS 所報

2008年06月30日発行・・・所報No.343

第73回 あるスウェーデン女性の自分探しの旅—ルーツは日本人

葛飾区役所 外国人生活相談室 アドバイザー
マリアンヌ・ウイilson・黒田

「親なき子」

わたしは「親のない子」でした。

マミーと呼んでいた日本人女性と、時折やってくるパパという日本人男性のもとで「メリエン」と呼ばれ、育てられました。

わたしたちは横浜の「焼けだし長屋」に住んでいました。風呂もなく、井戸は共同で、電球は確か30ワットくらいしかありませんでした。

わたしは外見が日本人と違っていました。それが最初はとてもイヤでした。何でみんなと同じじゃないの・・・。

わたしはお風呂屋さんに行くと、軽石で強く肌をこすりました。強く肌をこすれば、次の日は肌がみんなと同じになるかもしれない。髪の毛も一生懸命洗いました。そうすれば黒い髪になるかもしれない。でも肌は赤くなるだけで、髪の色も明るいままでした。

「ミミズのような字」

もうひとつ、わたしが外国人を意識したのは写真でした。家の押入れに、茶色くなった写真が何枚もあったのです。それを見ると、わたしみたいな人たちが写っている。手紙もあって、ミミズが這いずり回っているような、クネクネした字のようなものが書かれている。いったい何なのか、まったく意味は分かりませんでしたが、わたしが日本人と違うことと関係があるのでは、という風には感じていたかもしれません。

「素敵なクラーク・ケント」

写真の中に一枚のお気に入りがありました。わたしと同じくらいの年の子で、きれいに髪を撫で付けてとってもハンサム。かっこいいなあ、こういう子がボーイフレンドならいいなあ、と淡い気持ちを抱きました。まさか、それが実の父の幼いときの写真だったとは、知りようがありませんでした。素敵なカップルの写真もありました。映画でしか見たことのないような、格好のよいポーズで映っている、それが実の両親だったというのも、当時のわたしには分かりませんでした。ちょうど、テレビでスーパーマンが人気でした。クラーク・ケントに似ているなあ、と思った人が実は父だったと知るのは、ずっと後のことです。

そのころは、アメリカ人が来たというと、わたしは押入れに隠されました。なぜだか分かりませんが、マミーが言うので、アメリカ人がくれば隠れるというのが、習慣になっていました。奇妙な生活と言うしかありませんでした。

「スウェーデンに来るのよ」

横浜から静岡に連れて行かれたのは1953年のことでした。わたしが4歳のときです。横浜では、長屋に「アメリカ人」の来ることが増え、また知らない日本女性が来て、マミーと何やら「お金」をめぐるケンカしていた記憶もあります。そういうこともあって、静岡に移ったのでしょう。静岡はマミーの妹の家でしたが、わたしは犬小屋の中で暮らしました。大型のシェパード用の犬小屋です。わたしは、それを虐待とは思わず、むしろ「ここならアメリカ人が来て、隠れなさいといわれなからいいな」と考えていました。横浜の長屋で、茶箱に入れられることに比べたら、犬小屋のほうが広くてよかったです。

その1953年に、もうひとつ重大事件がありました。マミーとパパがわたしを大森の洋館に連れて行って、日本人ではない人たちに会わせたのです。それから、みんなで横浜の港に行きました。港には大きな船が接岸していました。たぶん、大棧橋だったのでしょう。みんなで乗船したあと、外国の女性がわたしに向かって言ったのです。

「メリエン、スウェーデンに後から来るのよ」

「スウェーデンって何？」

カタコトの日本語でした。でも、わたしには何のことかさっぱり分かりませんでした。大森に行く前に、マミーが「余計なことは聞かないでね」と言った。もともとマミーからは、外国のことについては質問しないように育てられていました。

それもあって、どんな人たちなのか、何で「スウェーデン」なんて場所に「後できてね」と言われるのか、分かりませんでした。船が出港します。外国の人たちが船に乗って、わたしはマミーとパパと港に残って、別れのテープをしっかり握っていました。

テープの先には、外国の老夫婦と二人の外国人女性がいました。ほかに男の子が二人いたような気がします。泣いているようでしたが、わたしには何が起きているのか、まったく分かりませんでした。後になって、それが実はわたしの母方の祖父と祖母、二人の叔母と二人の叔父だったことを知りました。

「国籍の壁」

なぜ、わたしは祖父たちと一緒にスウェーデンへ行けなかったのか。

ひとつには、育ての親マミーがわたしを手放したくなかったからでした。後に判明するのですが、わたしの父は相当な額の養育費を母と育ての親に渡していた。その養育費をパパさんが株に投資してなくなってしまったらしい、ということも後から聞きました。そういう経済的な問題もあって、わたしを手放せなかったのかもしれない。

祖父はスウェーデン公使館へ、孫の国籍取得を申請していましたが、わたしの父はアメリカ人で、スウェーデンの国籍は渡せないかと却下された、というのです。後にお話しますが、父は母と結婚。しかし、正式には認められず、一家そろっての米国移住には障害が起きた。それで父は、わたしの米国籍を取得するために一時帰国していたのです。

しかし、その直後に母が結核で亡くなってしまいました。母は病床にあったとき、親切にしてくれた日本女性に娘、つまりわたしの面倒を見てくれるように依頼していたのです。わたしは、その日本女性をマミーと呼ぶように言われていたのです。マミーは、わたしの父がいずれ日本に来ると考えていたのかもしれない。

結局、父は再来日しませんでした。これには、父の職業の問題が関係していたと思うのですが、それは後で説明します。

ともあれ、そういう事情で4歳のわたしは日本に残り、祖父たちはスウェーデンに帰国してしまった。この時点で、スウェーデンはわたしの記憶から消えました。

「わたしはナニ人だったの？」

きっかけは赤十字の活動でした。戦後復興の一環でしょうか。全国各地でハーフの子どもたちの調査が始まりました。赤十字が、米兵と日本女性の間に生まれた私生児を問題にしたのです。わたしも風貌は外国人ですから対象になりました。ちょうど、私が小学校に上がるときでした。アメリカの赤十字がきて、マミーが取調べを受けました。わたしは、マミーが米兵に産まれた子どもなのかと聞かれて、「父親はアメリカ人で母親はスウェーデン人。母方の祖父がスウェーデンにいます」と答えました。赤十字はすぐにスウェーデン大使館へ連絡しました。わたしには出生証明書もなければ、当然、国籍もない。その時点まで、つまり6歳まで無国籍で、不法滞在者だったということが発覚しました。

「マリアンヌちゃん事件」

スウェーデン大使館は、今度はわたしにスウェーデン国籍があると認め、マリアンヌはスウェーデン公使が監護権者になると主張しました。しかし、日本のマミーは反対でした。マリアンヌの母親から養育を頼まれたという事情もあり、ここまでわたしを育てた愛情があると、引渡しを拒否しました。

スウェーデンと日本が対立。解決は裁判所へ持ち込まれ「マリアンヌちゃん事件」が勃発するのです。正式には「幼児引渡請求事件」として、横浜地方裁判所で裁判にかけられることになったのです。

スウェーデン大使館は、マリアンヌにスウェーデン国籍を与える。両親の結婚は正式なものではないが、母親がスウェーデン人であることから認めるといいます。1953年に祖父が申請したときは認めなかったのですが、今回は大きな国際問題になって、スウェーデン政府も外交決着をつけるために腐心したのでしょう。

裁判は1955年に始まり、横浜地裁はマリアンヌをスウェーデン人として認め、スウェーデン公使に監護権があるという判決を下しました。しかし、マミーは判決を不服として控訴したのです。裁判は高等裁判所に持ち込まれ、いよいよ世間の注目を集めることになりました。新聞が「マリアンヌちゃん事件」として、大々的に報じたからです。

そして1958年。高等裁判所はマミーたちの控訴を棄却しました。裁判が始まって3年後の8月5日、わたしはあいのこの山口メリエンから、スウェーデン人のマリアンヌ・ウイilsonになったのです。

「マリアンヌちゃんをスウェーデンに帰すな」

しかし、それで万事解決というわけにはいきませんでした。

わたしの感情がひとつ。9歳の女の子にはショックでした。ウイilsonという名前に抵抗がありました。実は、ここでもマミーはわたしをマインドコントロールしていたのです。「外国人の悪魔の名前よ」と、教えられていたので、ウイilsonというのに抵抗を覚えたのです。新聞報道を読むと、何やらわたしの本当の父の名前はジェームズ・ボーンというらしい、母の名前はビビアンというらしい。そういう情報も入ってきてショックを受けたのです。「わたしって何者？」という意識が芽生えたのです。

スウェーデン政府も裁判には勝ったものの難問にぶつかってしまいました。この裁判はスウェーデンでも大きく報じられて、スウェーデンでデモが起きたのです。マリアンヌは日本で育ち、育ての親が「愛しているから手放したくない」と訴えている。それなのに両者を引き離すのは残酷である、というのがスウェーデン人の反応だったのです。そして日本でも、同じような理由で「マリアンヌをスウェーデンに帰すな」というデモが起きたのです。

結局、スウェーデン政府はマリアンヌを引き取るのは外交上まずいと判断して、とりあえず日本に残す。スウェーデン大使館に住まわせてインターナショナルスクールへ通わせて、語学をマスターさせる。時にはマミーの元へ返し、これまでの生活も続けさせるという折衷案を考えました。

「半分日本人 半分スウェーデン人」

わたしは横浜のインターナショナルスクールから目黒のアメリカンスクールに転校して、外国人の家から通い、週末は大使の娘として大使館に住み、別の週末にはマミーの家で過ごしました。週末になるとスーツケースを抱えて登校するので、クラスメートから事情を聞かれて閉口しました。

スウェーデン大使館では親切にされ、2代目のアンクビスト大使は名付け親にもなってくれ、本当の娘のように可愛がっていただきました。わたしは、すべて公費で通学することができ、アメリカンスクールを卒業してスウェーデンの大学に学び、スカンジナビア航空に職を得ることになりました。

「疎外感」

初めてスウェーデンに帰国したとき、わたしは2回だけ祖父と会いました。祖父の家でわたしは少し疎外感を味わいました。スウェーデンの家庭では、居間などにファミリーの写真を飾っています。ところが、祖父の家にはわたしと、わたしの母の写真が一枚もなかったのです。ほかの家族の写真はあるのに…。

わたしが裁判の後、すぐにスウェーデンに戻らなかったのがよくなかったのか。わたしがスウェーデンの家族から拒否されたと思ったように、おじいちゃんもマリアンヌを記憶から消してしまいたいと思ったのかな、とさびしく感じたものでした。そんなわけで長い間、深い話はできなかったのです。

「わたしには日本人の血が流れていた」

しかし、わたしの「自分探しの旅」は終わっていませんでした。実はわたしには「日本人の血」が流れていたのです。わたしの曾祖父が、日本女性と結婚していたのです。スウェーデン人と日本人の初めての国際結婚ではないか、という話なのです。そこから祖父や両親について、いろんなことが分かってきました。

話は明治時代にさかのぼります。わたしの曾祖父はジョン・ウィルソンといって、日本郵船の船長(キャプテン)でした。墓は横浜の外人墓地にありました。わたしの母の墓からそう遠くないところでした。

日本郵船の方とは何度かお会いして、実は曾祖父は同社に大変な貢献をしたということなどを聞いていました。日本人の「なか」という女性と結婚したという話も聞かされていたのです。それで、あるとき、日本郵船の方たちから「墓前祭をやらう」とお誘いを受けたのです。

「偶然」

偶然というのはホントにあるのですね。まさに、その墓前祭を行う日、わたしの叔母二人とその子どもたち、つまりはいとこたちですが、かれらがスウェーデンから来日して、曾祖父の墓参りに来ていたのです。かれらは早朝、外人墓地に着き曾祖父と母の墓をみて意外に思ったというのです。二人の墓に同じ花が献花されている。そんな身寄りか日本にいるのかしら、と不思議に思って墓守に尋ねたそうです。墓守はわたしの名刺を彼女たちに渡しました。

ちょうどそのころ、わたしは墓前祭に出席するために家を出るところでした。電話が鳴って受話器を受け取ると、スウェーデン語の叫び声が聞こえました。

「ヨーテボリのイングリッドよ！」

「エッ? おばさん?」

「そうよ、いま日本にいるのよ。お墓でお花見てわかったのよ！」

わたしたちは曾祖父の墓の前で再会しました。ちょうど4月。桜の花が満開でした。

桜の下で、みんなそろって曾祖父の墓前祭を行うことができたのです。そして彼女たちの話を聞いて、わたしはわたしの家族の系譜について知ることになるのです。

「日本人のために戦った曾祖父」

曾祖父はフレデリック・ジョン・ウィルソン・バーグレンという名のスウェーデン人でした。1851年、スウェーデンのマルメで生まれたセーラーで、1882年に英国から三菱汽船の船を運航して長崎港に入港しました。そして1年後に、山崎なかという日本女性と結婚。なかさんは洗礼を受けてソフィアというクリスチャンネームを授かったということです。なかさんには連れ子がいました。曾祖父と会う前、デンマーク人との間にニルスという男の子がいました。なかさんはオペラで有名な「蝶々さん」のような存在だったということです。曾祖父はニルスを養子に迎え入れました。

1894年、日清戦争が勃発すると、曾祖父は日本人のために戦いました。「最強丸」という司令部のあった軍艦に船長として乗艦したのです。日清戦争では日本の軍艦のほとんどが外国人船長だったといえます。曾祖父もその一人で、戦後には勲六等菊花章を皇居で明治天皇から授与されました。スウェーデン人としては、オスカー二世についてふたり目、平民としては初の受勲でした。

「解けた横浜港の謎」

曾祖父は養子と合わせて8人の子どもがいました。オーガスト、マリア、フレデリック、ヒルダ、クリスティーナ、ハナソ

してジョン。子どもたちは、二人が日本人に帰化し、女の子たちは結婚して他国の籍に入り、末っ子のジョンだけがスウェーデン国籍を残していました。この末っ子のジョンがわたしの祖父でした。ジョンが生まれて3か月後に、曾祖父は胃がんで死亡します。

ジョンは日本で横浜国立大、同志社大学などの教授を歴任し、戦争中も日本で暮らしました。ジョンはドイツ女性と結婚し、子どもを5人もうけました。その長女が、わたしの母ビビアン・ジョイ・ウイルソンだったのです。ビビアンは、わたしを生んですぐに亡くなりました。その4年後の1953年に、祖父は子ども4人を連れてスウェーデンに帰国することを決めました。わたしが、マミーに連れられて横浜の港からテープで別れを告げたのは、すでにお話したように、このときの人たち、つまり祖父と叔母と叔父の5人だったわけです。

とまれ、これで母方のルーツはクリアになりました。次は父親探しです。はたして、わたしの父はなぜ、わたしと母を捨ててアメリカに行ってしまったのか。そもそも父親はどんな人だったのか。

「父は1年前に死亡していた」

父親探しの手がかりは一枚の写真でした。古い写真で、裏にジミー・ボーン、1925年5月7日生まれと書いてありました。とても古いので、その字もうすうすと読める程度でした。1992年ごろ、そのデータを持ってアメリカ大使館に行きました。父親の現在を知りたかったからです。

しかし、それだけでは足りなかったのか、アメリカ大使館が紹介してくれた機関からは連絡がありませんでした。実は父からの手紙はマミーがすべて燃やしていた。わたしが25歳のとき、マミーがなくなるのですが、死の間際に教えてくれたのです。全部の手紙を燃やしたこと、だから住所はまったく分からないということ、裁判では父から連絡がないとウソの証言をしたことなど。すべて、わたしを手放したくなかったからだと言いました。

大使館の次に、アメリカのつてを頼って数箇所に手紙を送りましたがダメでした。そんなとき、カナダ人の赤十字関係者が「日本赤十字に問い合わせたら」とアドバイスしてくれました。「戦争被害者」の救済をしてくれるというのです。赤十字に依頼して2か月後、2004年1月7日、父のことが判明しました。

しかし、それは残念な結果でした。父は亡くなっていたのです。わたしが依頼した11ヶ月前、2003年2月3日に父は死んだというのです。悔しくて泣きました。

「ジス・イズ・ボーン」

父はどこに住んでいたのか。墓はどこにあるのか。知りたいと思いましたが、赤十字では守秘義務があるそうです。せめて州だけでもと聞くと、住所はニューメキシコにあり、死亡記事が新聞に掲載されているというヒントをくれました。さらに、わたしには弟がいると知らされました。父は別の女性と結婚していたわけですね。弟は立派に育っていると聞かされましたが、どうでもいいという気持ちでした。

墓参りだけはしたい。わたしはアメリカの友人に頼んで、当時の新聞を調べてもらいました。すぐに返事が来て、父の家族や親戚の名前を知りました。友人は「弟さんに電話しようか」と聞いてきましたが、断りました。父の墓が分かればいい。そっと行ってお参りだけすればいいから、と言いました。

しかし、友人は弟に電話したのです。スチーブというのが弟の名前でした。弟は父が日本に住んでいたことは知っていた、と答えたそうです。結婚は知らなかった。11歳歳の姉がいる、と教えたとき、弟はすぐに言ったそうです。「素晴らしい！」と。それから、わたしが健在なのか、英語が話せるのかなど、友人を質問攻めにしたそうです。

弟はドクターでした。友人は、こういう人間になら、わたしの連絡先を教えてもいい、と判断した、と言って「すぐに折り返し、弟さんから電話が行くからね」と言いました。

電話のベルが鳴りました。

「マリアンヌ」と答えると、静かな声が聞こえました。

「ジス・イズ・ボーン」

「ボクはお化け屋敷で育ったんだよ」

初めて、生きているボーンと言う人からの声を聞きました。「元気ですか」と挨拶してから色々父のことを話しました。何が好きだったのか、どんな思い出があるのか。すると、弟は「悲しい思い出があるんだ」と意外な話を打ち明けました。

「ボクはお化け屋敷で育ったんだ」

「何？ どういうこと？」

その話はわたしを驚かせました。

「父がなぜ、そんなことをしていたのか、いまわかったよ」と弟が言いました。

「うちには、いつもひとつ余分な部屋があったんです」

テーブルには来ない人の食事が用意されていた。クリスマスには、いつも誰かを待っているようにみえた。毎晩ウイスキーを飲んでいて。なぜか知らないが、いつも自分を責めているようだった。

「その理由が分かった。姉さんだ。父は死ぬまで姉さんのことを思っていたんだよ」

毎日、弟に電話して、毎日、泣きました。父はナットキング・コールが好きでした。よく「アンフォゲッタブル」を聞いていました。父の好きな歌をテープに入れて聞いていると、涙がぼろぼろ流れました。父が、母にわたしに歌っているように聞こえるので、涙が止まりませんでした。

「私たちが非常に愛する私の姉妹」

そんなわたしを見かねて、夫(黒田芳男)が渡米を勧めてくれました。2004年3月、わたしはヒューストン経由アルバカーキ行きのフライトに乗りました。

わたしも日本人なのですね。お土産をいっぱい持って、弟の子どもには5月人形とか抱えて。ヒコーキの中で隣席の人に事情を話したら大変。アメリカ人なんですね。もう、大感激して、みんな知り合いみたいになって大騒ぎですよ。弟さんの顔分かるの？ 誰が迎えに来ることになってるの？ とか心配してくれて。わたしも、だんだんどきどきしてアルバカーキの空港に着いた。

そしたら、プラカードを高く掲げていたんです。日本語で書いてありました。「私達が非常に愛する私の姉妹」——。

弟は奥さんと子どもと3人で立っていました。わたしたちはハグしました。弟はわたしの顔をよく見て、医者らしく骨格でも調べるようにして「間違いない」って。「姉さんだ。メリアン・ボーンが見つかった」と喜びました。

アメリカで色々なことが分かりました。叔父さんとおばさんに会うと「間違いないジミーの子どもだ。わたしたちも探したが見つからなかった。生きていたんだね」と言って、封筒を出しました。父の手紙でした。そこにはわたしのこと、祖父と祖母のこと、母のことが書いてありました。

その手紙を、弟のスチープは読んでいませんでした。父の葬式のとき、叔父が渡そうとしたのを弟は断ったのです。叔父が父は日本で結婚したことがある、と教えました。弟は「ストップ」と言ったのです。「それ以上は話さないで。父はボクに直接話していない。ということは、それは父のプライバシーです。だから聞かないほうがいい」と叔父に言ったのです。ですから弟も、わたしの友人が電話するまで、姉の存在を知らなかったわけです。

「エリア51と父の秘密」

父・ジェイムズ・ボーンはテキサス生まれでニューメキシコ育ち。1946年初頭に軍属として来日しました。任務はクラスファイド、つまり特殊任務の極秘扱いで不明です。来日直後に、ビビアン・ウィルソンと恋に落ち、結婚を決意しました。しかし、米国はこれを正式には認めませんでした。わたしの母ビビアンには日本人の血が流れていたからです。ビビアンには祖母なかさんの血が入っていて、これをネバダ州当局が問題にしました。当時、米国の南部の州では「一滴たりといえども、白人以外の血の入った人間との結婚は認められない」という、人種差別的な法律があったのです。

しかし父は母と結婚しました。1948年5月8日、自分の誕生日前日のことでした。横浜の本牧にある神社で挙式したのです。しかしネバダ州は彼らの結婚を認めず、父は一時帰国、妻と子どもをアメリカに呼びたいとネバダ州のパットマキャラン上院議員とともにワシントンに要請したのですが却下されました。1950年8月5日になって、人種差別的な法律が撤廃されました。人種差別のようにビビアン・ジョイ・ウィルソンを入国させなかったことを撤廃する、と明記した文章もあります。

しかし、ちょうどその同年同日に母は亡くなっていたのです。わたしの育ての親は父からの手紙を無視していました。その後も、父はわたしをさがしたというのですが、いまとなっては正確なことはわかりません。父は帰国してネバダ州の核実験関連施設で働きました。「エリア51」と呼ばれる極秘のテストサイトです。1958年には時給が1000円から3万円にアップした、という記録もあるそうです。異常な昇給は勤務内容の特殊性を教えているようです。そのような勤務が関係して、わたしの探索をあきらめざるを得なかったのかもしれない。

「国際平和を願う」

わたしの自分探しの旅は、そろそろ終わりを迎えています。アメリカへ渡ってこれまでの謎の大半が分かりました。自分探しの旅を通して思うことは、戦争の罪悪です。戦争は国際結婚した親族を敵同士にして、殺し合いをさせます。そしてマリアンヌのように、自分探しの長旅をする人間をつくることになります。そうならないように、わたしは国際平和を心から願っています。

(講演抄録文責 JISS所報編集部)

Copyright (C) Bulletin of The Japan Institute of Scandinavian Studies All Rights Reserved.

社団法人 スウェーデン社会研究所

平成19年度 理事会・通常総会

日時：平成20年6月17日（火）午後6時—8時
場所：スウェーデン大使館 オーディトリウム

議 事 次 第

- 総会及び理事会成立宣言
- 総会及び理事会議長選出
- 理事長挨拶
- 出席者自己紹介
- 議題

| | | |
|-------|-----------------|----|
| 第1号議案 | 平成19年度事業報告と決算報告 | 3 |
| 第2号議案 | 平成20年度事業計画と予算 | 12 |
| 第3号議案 | 会員動向 | 16 |
| 第4号議案 | 役員人事 | 17 |
| 第5号議案 | その他 | |
| | 1. 会員の意見・提案 | |
| | 2. 事務局からの提案 | |
| | 3. 議事録署名の承認 | |

平成19年度 事業報告

1・スウェーデン研究連続講座：13回開催

場所 スウェーデン大使館オーディトリウム
時間 原則毎月月末 18:00-20:00
懇親会 講演終了後、講師を囲む懇親会
参加者 平均 70名/回 延べ 910名

| | | | |
|-----|---------|---|--|
| 61 | 2007.04 | Nuclear problems in Sweden -related to human beings | Mr. Toshio Yamazaki President, Studvik Japan. K.K. |
| 62 | 2007.05 | Gastro Cancer - Bad Luck Research at Karolinska Institute | Ms. Christina Person Researcher, Karolinska Institute |
| 63 | 2007.06 | Swedish children's literature centering on Selma Lagerlöf | Ms. Akirako Hishiki Translator of Swedish Child books |
| 64 | 2007.07 | Swedish Political System and the role of the green party | Ms. Mizue Nakajima Chief of Overseas Japanese Protection Office, Ministry of Foreign Affairs |
| 65 | 2007.08 | How Sweden became Swedish | Dr. Johan Bertsson President, Blain Plus Inc. |
| 66 | 2007.09 | Japan Connection-Relationship Between Sweden and Japan | Mr. Shigeki Higino International Journalist |
| 67 | 2007.10 | Drastic emergence from ignorance to world recognition about Commercial and Sexual Exploitation of Children (CSEC) | Mr. Kaj Reinius Counsellor, Swedish Embassy |
| Ex. | 2007.10 | Peace building after Violent Conflict : Swedish Contribution And Potential Cooperation with Japan | Prof. Izumi Lennartsson Nakamitsu Hitotsubashi University |
| 68 | 2007.11 | Working in the Swedish prison and Probation Services- Difficulties of Combining Security and Rehabilitation | Mr. Rutger Granberg and Ms. Gunilla Green Prison Officers, Kirseberg Prison, Malmo |
| 69 | 2007.12 | Life-long learning in Sweden | Prof. Shunichi Nozaki Sanno University |
| 70 | 2008.01 | Pharmaceutical industries in Scandinavia : partnership with Japan | Mr. Johan Westblad, Business development manager, Quintiles Transnational Japan K.K |
| 71 | 2008.02 | The System of Crime Victim Counsel and Special Representative for Children in Sweden | Ms. Ghita Hadding Wiberg, Attorney of Law, Board member of Swedish Bar Association |
| 72 | 2008.03 | Swedish ODA and its hints to Japan | Mr. Akihiro Sunaga Managing director, JISS |

Ex. : 特別講演会

Xxx : Lecture on Swedish industries

2. 日瑞基金主催「サイエンスセミナー」の共催

| | | | |
|---|-----------|--------------------------|-------------------------------|
| 1 | 2007.04 | アミノ酸で美しく健康にそして地球温暖化対策に貢献 | 味の素(株) 常任顧問 飯谷 欣三 氏 |
| 2 | 2007. 10 | スウェーデンの持続可能な未来ビジョン | スウェーデン大使館 田中いずみ氏 |
| | | ヒートポンプと地球温暖化対策への活用 | (財) ヒートポンプ・蓄熱センター 矢田部 隆志 氏 |
| 3 | 2007. 11. | 水素エネルギーで拓くクリーンエネルギー | 高砂熱学工業 (株) 増田 正夫 氏 |
| | | 環境・エネルギー対策とマイクログリッド | (株) 明電舎 技師長 吉田 利夫 氏 |
| 4 | 2008. 02 | カーボンナノチューブの発見 | 名城大学 教授 飯島 澄男 氏 |

3. スウェーデン語講座

講師 : 速水 望

副講師 : Johannes Borgman, Bjorn Dufwenberg

場所 : 東海大学エクステンションセンター

授業日 : 毎週水曜、木曜、土曜日

授業内容 : 基礎文法、会話、読解、通信講座

春学期 4月 7日 — 6月 28日 48人
 夏学期 7月 4日 — 9月 29日 52人
 秋学期 10月 2日 — 12月 22日 40人
 冬学期 1月 5日 — 3月 15日 53人
 合計延受講者 193人

4. 所報発行 339号—342号 4回

5. 委託事業報告書

委託元 : 厚生労働省・(財) 海外職業訓練協会

事業名 : スウェーデン・デンマークにおける人材養成分野の国際協力施策調査

期間 : 平成19年7月1日—平成20年3月31日

6. 講演

- (1) 5月22日 宮城県多賀城中学校 修学旅行グループ
- (2) 9月28日 スウェーデン大使館 「スウェーデン留学セミナー」
- (3) 10月4日 東京大学新聞
- (4) 1月12日 チャルマース工科大学経営大学院 「日本の産業と文化」

7. 外部組織への支援

- (1) 立教大学とストックホルム大学との学術提携
- (2) 劇団グスタフのスウェーデン公演に対する支援
- (3) スウェーデン・マルメ刑務所刑務官の府中刑務所・栃木刑務所訪問
- (4) 王立工科大学教授の原子力環境整備機構訪問
- (5) 日本ニッケルハルパ協会の創立

8. 北欧大使館広報機関紙、ケアリングへの協力

- (1) スウェーデン、ドイツ、デンマーク、各国駐日大使へのインタビュー
- (2) 各国、会社社長へのインタビュー。
- (3) スウェーデン大使、企業人の座談会

9. 情報提供

会員、学生、教授、研究者、一般人、マスコミからの問合せに対する情報提供とアドバイス

- (1) スウェーデン留学関係
- (2) スウェーデン語文献の翻訳
- (3) スウェーデンの文献調査関係
- (4) スウェーデンの家族、福祉、医療関係及びスウェーデンの一般事項
- (5) ホームページによるブロードバンド放映と行事・新刊案内

11. 情報再配信

スウェーデン大使館、スカンジナビア政府観光局、レナ・リンダール、ペオ・エクベリ
他、スウェーデンに関係する機関が開催する行事の再配信

12. 会合とパーティ（JISS主催のみ、招待出席は除く）

- (1) 平成19年6月27日 平成18年度総会・理事会
- (2) 平成19年10月23日 (社)スウェーデン社会研究所創立40周年記念レセプション
- (3) 平成19年12月22日 スウェーデン語講座受講者クリスマスパーティ

13. その他

- (1) ホームページの更改、新ドメイン：www.sweden-jiss.com
- (2) 公益法人改革に伴う準備

以上

平成19年度(40期)

決算報告書

自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日

社団法人 スウェーデン社会研究所
東京都港区浜松町1-8-1

平成19年度収支計算書

自平成19年4月1日
至平成20年3月31日
(単位 円)

| 支出の部 | | 収入の部 | |
|----------------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 費目 | 金額 | 費目 | 金額 |
| (管理費) | | (管理収入) | |
| 給料手当(臨時雇賃金) | 1,754,400 | 雑収入 | 21,050 |
| 通信費 | 310,805 | | |
| 事務費 | 149,750 | | |
| 租税公課 | 70,000 | 小計(A) | 21,050 |
| 雑費 | 15,330 | | |
| 交通費 | 20,000 | | |
| 会議費 | 20,000 | | |
| 小計(A) | 2,340,294 | | |
| (事業費) | | (事業収入) | |
| 講演会講師謝金 | 297,000 | 会費 | 2,463,000 |
| 講習会講師謝金 | 3,518,000 | 個人会費 | * 1,648,000 |
| | | 学生会費 | * 55,000 |
| 調査費 | 90,000 | 法人会費 | * 760,000 |
| 交通費 | 340,270 | 講演会収入 | 714,000 |
| 講演会費(創立40周年記念パーティ含む) | 2,140,500 | 講習会収入 | 6,579,000 |
| 出版費 | 17,050 | 小計(B) | 9,756,000 |
| 図書費 | 34,830 | | |
| 会議費 | 72,929 | | |
| 通信費 (HPの全面更改含む) | 776,007 | | |
| 事務費 | 14,990 | | |
| 雑費 | 6,686 | | |
| 小計(B) | 7,308,297 | | |
| 合計(A+B) | 9,648,591 | 合計(A+B) | 9,777,050 |
| | | | |
| 当期収支差額 | 128,459 | | |
| 次期繰越 | 17,500,576 | 前期繰越 | 17,372,117 |
| 計 | 27,149,167 | 計 | 27,149,167 |

収支差額の内訳

1. 収支差額の内訳を明示するため、勘定科目に内訳を追加。
3. 法人会費は一口6万円、個人会費は1万円、学生会費は5千円。
4. 講習会はスウェーデン講座、講演会はスウェーデン研究連続講座関係。
5. スウェーデン語講座は一講座3.5万円。

(社)スウェーデン社会研究所

自平成 19 年 4 月 1 日
至平成 20 年 3 月 31 日

平成19年度貸借対照表

(単位 円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|--------|------------|--------|------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| (流動資産) | | (流動負債) | |
| 現金預金 | 17,960,576 | | |
| 未収金 | 440,000 | | |
| (法人会費) | (300,000) | | |
| (個人会費) | (140,000) | | |
| (固定資産) | | (正味資産) | |
| 備品 | 100,000 | 基金 | 1,000,000 |
| | | 次期繰越金 | 17,500,576 |
| 計 | 18,500,576 | 計 | 18,500,576 |

平成18年度財産目録

平成 20 年 3 月 31 日現在
(単位 円)

| | | |
|-------|-------------|------------|
| 手持ち現金 | | 22,419 |
| 普通預金 | 三菱東京 UFJ 銀行 | 3,376,087 |
| 普通預金 | 三井住友銀行 | 1,553,107 |
| 定期預金 | 三菱東京 UFJ 銀行 | 8,008,963 |
| 定期預金 | 三井住友銀行 | 5,000,000 |
| 計 | | 17,960,576 |

備品台帳

| 品目 | 個数 | 購入時期 |
|-------------------|-----|-----------------------|
| NEC ラップトップコンピューター | 2 台 | 2004 年 4 月、2005 年 7 月 |
| キャノンプリンター | 1 台 | 2005 年 7 月 |
| パナソニックファックス | 1 台 | 2005 年 7 月 |
| キャノンスキャナー | 1 台 | 2005 年 6 月 |
| コニカデジタルカメラ | 1 台 | 2002 年 4 月 |
| ケンウッド電話機 | 1 台 | 2002 年 4 月 |
| キャノンプリンター | 1 台 | 2006 年 7 月 |

3年間の収支バランスと次年度見通し
(次期繰越差額の注記)

(単位 千円)

| 支出 | | | | | 収入 | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 項目 | H17 | H18 | H19 | H 20 | | H17 | H18 | H19 | H 20 |
| 管理費 | | | | | 会費 | | | | |
| 人件費 | 1,440 | 1,680 | 1,754 | 1,754 | 法人 | 1,260 | 960 | 760 | 760 |
| 管理費合計 | 2,551 | 2,303 | 2,340 | 2,354 | 個人 | 1,620 | 1,600 | 1,648 | 1,700 |
| 事業費 | | | | | 学生 | 105 | 90 | 55 | 90 |
| | | | | | 会費合計 | 2,985 | 2,650 | 2,463 | 2,550 |
| | | | | | 事業費 | | | | |
| SV 語 | 4,554 | 4,817 | 4,665 | 4,200 | SV 語 | 6,160 | 5,401 | 6,579 | 6,500 |
| 研究講座 | 498 | 416 | 417 | 400 | 研究講座 | 770 | 967 | 714 | 720 |
| 委託事業 | 2,595 | 4,811 | 0 | 1,500 | 委託事業 | | 9,884 | 0 | 1,600 |
| 事業費合計 | 7,767 | 11,530 | 7,308 | 6,140 | 事業収入計 | 9,915 | 18,901 | 9,777 | 11,370 |
| 合計 | 10,317 | 13,832 | 9,649 | 8,494 | | | | | |
| 事業費割合 | 75.28% | 83.36% | 75.74% | 72.29% | | | | | |
| 当期収支 | △362 | 5,145 | 128 | 2,876 | | | | | |
| 次期繰越 | 12,237 | 17,372 | 17,501 | 20,355 | 前期繰越 | 12,600 | 12,237 | 17,372 | 17,501 |
| 総計 | 22,555 | 31,204 | 27,149 | 28,871 | 総計 | 22,555 | 31,204 | 27,149 | 28,871 |

- * 収支計算書の主項目のみを計上しているため、表の合計とは違いがある。
- * SV 語はスウェーデン語講座

正味財産増減計算書

平成19年4月1日—平成20年3月31日

(単位 円)

| 科目 | 金額 |
|-----------|-------------|
| 1. 増加原因 | |
| (1) 会費収入 | 2,463,000 |
| 個人会費 | (1,648,000) |
| 学生会費 | (55,000) |
| 法人会費 | (760,000) |
| (2) 講演会収入 | 714,000 |
| (3) 講習会収入 | 6,579,000 |
| 増加原因合計 | 9,756,000 |
| 2. 減少原因 | |
| (1) 管理費 | 2,340,294 |
| (2) 事業費 | 7,308,297 |
| 講演会 | 417,000 |
| 講習会 | 4,665,000 |
| その他 | 3,017,907 |
| 減少原因合計 | 9648,591 |
| 当期正味財産増加額 | 128,459 |
| 前期繰越正味財産額 | 17,372,117 |
| 期末正味財産合計 | 17,500,576 |

社団法人 スウェーデン社会研究所

監 査 報 告 書

平成19年度の本研究所の業務報告について適正であることを報告いたします。

平成20年6月11日

社団法人 スウェーデン社会研究所

監事
藤井 統司

(社) スウェーデン社会研究所
平成 20 年度 事業計画

1. スウェーデン研究連続講座

- 偶数月はスウェーデンの一般問題、奇数月は産業問題の原則を撤廃
- 適宜、特別講演会を開催する。

| | | | |
|-----|----------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 73回 | 4月 | 私のルーツ探しの旅—スウェーデン、アメリカ、日本 | マリアンヌ・ウィルソン・黒田氏、葛飾区外国相談員 |
| 74回 | 5月 | スウェーデンの大学教育と研究開発—日本との学術交流への指針 | スウェーデン大使館 科学技術参事官 アンダース・カールソン氏 |
| 75回 | 6月 芸術 | スウェーデンの音楽文化と音楽療法 | 日瑞音楽留学基金 理事長 加勢 園子 |
| 76回 | 7月 | アドルフ・ノルデンショルドの日本航海記 | グニラ・リンドベリ・ワダ氏 ストックホルム大学教授 |
| 77回 | 8月 予定 | | |
| 78回 | 9月 | スウェーデンのアウトドア教育 | リンションピン大学 教授連 |
| 79回 | 10月 | | |
| 80回 | 11月 | | |
| 81回 | 12月 | | |
| 82回 | 1月 | | |
| 83回 | 2月 | | |
| 84回 | 3月 | | |

2. スウェーデン語講座

講師 : 速水 望
副講師 : ヨハネス・ボルグマン

場所 : 東海大学エクステンションセンター
授業日 : 毎週火曜、木曜、土曜日

授業内容 : 基礎文法、会話、読解、通信講座

春学期 4月—6月
夏学期 7月—9月
秋学期 10月—12月
冬学期 1月—3月

3. 日瑞基金主催「サンエンスセミナー」の共催

4. 委託事業

5. 出版事業

- (1) J I S S 所報を 4 回発行
- (2) その他

5. 講演会

6. ケアリングへの協力

7. 諸機関への支援

- (1) 劇団グスタフのスウェーデン公演
- (2) スウェーデン機関への支援

8. 情報提供

- (1) J I S S ホームページ
- (2) ホームページによるブロードバンド放映
- (3) 問合せに対する応答とアドバイス

9. 会合とパーティ

- (1) 6 月 17 日、平成 19 年度総会・理事会
- (2) 1 2 月 スウェーデン語講座 クリスマスパーティ

以上

(社)スウェーデン社会研究所

平成 20 年度収支予算計画書

自平成 20 年 4 月 1 日
至平成 21 年 3 月 31 日
(単位 円)

| 支出の部 | | 収入の部 | |
|-----------|------------|---------|-------------|
| 費目 | 金額 | 費目 | 金額 |
| (管理費) | | (管理収入) | |
| 給料手当 | 1,754,400 | 雑収入 | |
| 通信費 | 320,000 | | |
| 事務費 | 150,000 | | |
| 租税公課 | 70,000 | | |
| 雑費 | 20,000 | | |
| 交通費 | 20,000 | | |
| 会議費 | 20,000 | | |
| 小計(A) | 2,354,400 | | |
| (事業費) | | (事業収入) | |
| 講演会講師謝金 | 300,000 | 会費 | 2,550,000 |
| 講習会講師謝金 | 3,520,000 | 個人会費 | *1,700,000 |
| 調査費 | 100,000 | 学生会費 | * 90,000 |
| 交通費 | 330,000 | 法人会費 | * 760,000 |
| 出版費 | 20,000 | 講演会収入 | 720,000 |
| 図書費 | 30,000 | 講習会収入 | 6,500,000 |
| 会議費 | 50,000 | 厚労省委託事業 | * 1,600,000 |
| 通信費 | 200,000 | 小計(B) | 11,370,000 |
| 事務費 | 70,000 | | |
| 雑費 | 20,000 | | |
| 厚労省委託事業経費 | 1,500,000 | | |
| 小計(B) | 6,140,000 | | |
| 合計(A+B) | 8,494,400 | 合計(A+B) | 11,370,000 |
| 当期収支差額 | 2,875,600 | | |
| 次期繰越 | 20,355,126 | 前期繰越 | 17,479,526 |
| 計 | 28,849,526 | 計 | 28,849,526 |

法人会員

山王総合設備(株)

湘南信用金庫

湘南土地建物(株)

(株)新生銀行

全日本自治団体労働組合

東海ウイング(株)

学校法人東海大学

都倉インターナショナル(株)

北海道電力(株)

望星サイエンス(株)

ワレニウス ウイルヘルムセン ロジスティックス アジア

(11社)

平成 19 年度 会員動向
社団法人スウェーデン社会研究所 (順不同)
<平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日 新規入会者>

法人会員： なし

個人会員： 20 名

大石和彦、坂本ひろみ、阪野暁美、志濃原亜美、柴崎賢一、土屋清春、戸野塚厚子、
高橋和明、田沼哲也、田付光香、内藤成信、中里雅子、本郷登志子、守谷哲郎、股野儼子、
毛利まこ、宮杉 武、龍岡美代子、石井 勝、高橋 惇、

学生会員： 1 名

岡田春菜

<平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日 退会者>

法人会員： 2 社

退会届受理： 2

湘南リース㈱、港北出版印刷㈱

個人会員： 18 名

1、会費 2 年間未納自然退会： 8

山田清志、多田葉子、五十里貴雄、川田 明、田中晴子、星野圭美、丸尾直美、
横山浩太郎、

2、退会届受理： 10

岡田春菜、岩下延子、鈴木すえ子、獨協大学図書館、宮崎一郎、松本恵子 (死去)、
龍岡愛梨、高野和良、依田直也、山本孝則、

学生会員： 7 名

1、会費 2 年間未納自然退会： 2

中川千鶴子、藤田暁生、

2、退会届受理： 5

田付光香、中里雅子、羽根 由、海津大介 (住所不明)、田中映江、

個人会員 176 名 (含役員)

学生会員 13 名

法人会員 11 社

合計 200 名

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

役員名簿

| | | |
|--------|---|--|
| 名誉会長理事 | 松前 紀男 | 東海大学副理事長 |
| 理事長 | 瓦林 聖児 | (社)日瑞基金理事 |
| 顧問 | 原 禮之助 高須 裕三 中嶋 博 | (株)はやまキャピタル 代表取締役 日本大学名誉教授 早稲田大学名誉教授 (3名) |
| 常務理事 | 川崎 一彦 須永 昌博 | 北海道東海大学教授 (株)ノルディック商会代表取締役 |
| 理事 | 松前 達郎 川野 秀之 後藤 亘 池田 研二 遠藤 勲 都倉 亮 野崎 俊一 ホーヌマルク 波多野 裕 石井 勝 高橋 惇 林 壮行 | 東海大学総長 玉川大学教授 (株)FM東京代表取締役社 埼玉医科大学教授 埼玉県産業技術総合センター総長 都倉インターナショナル(株)代表取締役 産業能率大学講師 紀子 ホーヌマルク(株)取締役 高砂熱学工業(株)代表取締役会長 高砂熱学工業(株)総合研究所長 (株)日刊現代編集委員 |
| 事務局長理事 | 池田 富士太 | (株)科学新聞社代表取締役社長 (全理事17名) |
| 評議員 | 服部 眞司 五月女 律子 Joakim Bergstrom | 湘南信用金庫理事長 北九州市立大学助教授 スウェーデン大使館報道参事官 (3名) |
| 監事 | 藤井 統司 | インター・アソシエイト・ジャパン社長 |

(社) スウェーデン社会研究所
会計処理規則

1. 10万円を超える出費は理事長の承認を必要とする。
2. 理事長の承認は文書・メールをもって行う。

平成19年度 (社) スウェーデン社会研究所 理事会・通常総会 議事録

1. 日時・場所

日時：平成20年6月17日（火）午後6時—8時

場所：スウェーデン大使館 オーディトリウム

2. 会員数と出席者

現在会員数 200名（役員22、法人13、個人152、学生19）

出席者 19名（事務局1名含む）

顧問：原禮之助

理事：瓦林聖児、松前紀男、野崎俊一、ホーヌマルク紀子、池田研二
林壮行、高橋惇、池田富士太、波多野裕、須永昌博、

監事：藤井統司

会員：大田清蔵、坂田仁、宮杉武、今里悠一、福北佳子、矢嶋久恵

事務局：須永洋子

| | | |
|-------|------|------|
| 委任状提出 | 役員 | 9名 |
| | 法人会員 | 8名 |
| | 個人会員 | 101名 |
| | 学生会員 | 7名 |
| | 合計 | 125名 |

| | | | |
|------|-----|------|---------------|
| 有効定数 | 総会 | 143名 | （最小有効定数 101名） |
| | 理事会 | 19名 | （最小有効定数 11名） |

3. 総会・理事会の有効性

総会の有効定数143名は最小有効定数101名を超過、理事会の有効定数19名は最小有効定数11名を超過したので、定款の規定により総会・理事会ともに成立した。

4. 資料

- (1) 配布資料：議事次第、出席者名簿、平成19年度事業報告、決算報告書、監査報告書
平成20年度事業計画、予算書、法人会員名簿、入会・退会者名簿、役員名簿
- (2) 回覧資料：総勘定元帳、公益法人改革

5. 開会と議事までの経過

- (1) 定刻午後6時に、須永常務理事が平成19年度理事会及び通常総会の開始を告げ、有効定数の確認を行い、理事会及び総会が成立したことを報告。
- (2) 瓦林理事長を議長に選出。
- (3) 議長より平成19年度(社)スウェーデン社会研究所理事会の開会を宣言し、理事会で審議すべき議題は総会の議題と同一であるので、すぐに総会に移る旨の宣言を行った。
- (4) 瓦林議長より挨拶。

- (5) 出席者全員の自己紹介。
- (6) 議題の審議に入る。

6. 議題の審議

第1号議案 平成19年度事業報告と決算報告の件

- (1) 議長の指名により、須永理事より配布資料に基づき平成19年度の事業報告を行った。
すなわち、平成19年度には以下の11事業を実施した。
 - ① 第61回から第72回までスウェーデン研究連続講座の講演会を12回、創立40周年記念特別講演会1回開催した。年間延べ約910名の参加があった。
 - ② 日瑞基金主催の「サイエンスセミナー」を4回共催し、JISS関係者へ参加を呼びかけ参加者動員の協力をした。
 - ③ スウェーデン語講座は年間4期開講し、延べ193人の生徒が受講した。基礎文法から学習する民間の講座は少なく、当講座の意義が説明された。あわせて速水講師の熱意、東海大学エクステンションセンターの協力に対して謝意が述べられた。
 - ④ 所報を第339号から342号まで4回発行した。
 - ⑤ 厚労省が委託した(財)海外職業訓練協会より「スウェーデンにおける人材養成分野の国際協力施策調査」事業を、委託元の再委託の事情により須永理事が個人的に受託し、内部的に当研究所の事業とする形で処理した。
 - ⑥ 招請されてスウェーデンに関する講演を4回行った。
 - ⑦ スウェーデンからの訪日調査、スウェーデンとの学術交流など外部組織への支援・協力事業を行った。
 - ⑧ 北欧4カ国大使館の広報誌「ケアリング」の座談会、各国大使へのインタビュー及び各国企業社長へのインタビューを行った。
 - ⑨ 大学への留学等スウェーデンに関する問合せ、相談に対する情報提供とアドバイスを行った。近年このサービス量がますます増加している旨の説明があった。
 - ⑩ スウェーデン大使館、スカンジナビア政府観光局、劇団グスタフ等、スウェーデンに関係する組織及び個人が行う行事の再配信をメールにより行った。
 - ⑪ ノレン大使主催により当研究所創立40周年記念レセプションを大使官邸で行うなどJISS主催の会合とパーティを3回開いた。
 - ⑫ 当研究所の新体制が発足して6年目を迎えたので、ホームページを全面的に刷新したことを報告し、同時にホームページの果たす役割が益々重要になってきている状況を説明した。
 - ⑬ 国の公益法人改革にむけて、当研究所の取るべき方向についての検討・審議が必要であることの状況説明を行った。
- (2) 引き続き、議長の指名により須永理事が平成19年度の決算報告を行った。

収支計算書に基づき、各勘定科目の詳細な内訳を説明し、平成19年度の事業収入は976万円、管理費支出234万円、事業支出731万円となり、当期収支差額は12.8万円の黒字になった。前年度と比較し、黒字が大幅に減少した原因は次の2点であることの説明がなされた。

- ① JISS創立40周年記念パーティに約100万円の出費があったこと。
- ② ホームページの前面的更新に約60万円の出費があったこと。

事業収入、事業支出から見た場合にスウェーデン語講座の果たす役割が非常に大きいことについて、再度説明が行われた。

会費収入については、相変わらず法人会員の脱退が続き法人会費が減少していること、しかしながら、個人会員がコンスタントに微増を続けているので地道な活動を続けることの必要が確認された。

総支出にたいする事業費の割合は75.7%であり、これは実務を事務連絡所において行ってき経費抑制効果と順調な事業活動の結果であることの確認がなされた。但し内部留保率が90%あり、国が適正基準とする30%を大幅に超過しているため、別途審議が必要であることの提案がなされた。

参考資料として、バランスシートにより過去3年間の財務状況の比較説明がなされた。

議長による事業報告・決算報告に関する質疑応答の問い掛けに対して、以下の様な提案・質問がなされた。

事業報告について

- ① 坂田会員より、スウェーデン関連の個人的な蔵書を東海大学図書館に寄贈し閲覧が可能であることの説明があった。
- ② 太田会員より、スウェーデンは世界平和に貢献が大で、当研究所としてもスウェーデンとの関連をさらに深めていくべきとの意見が述べられた。
- ③ 野崎理事より、ノーベル賞関連のイベントを開催して、新会員を勧誘する旨の提案があり、全体で審議の結果、新事業を行うには今の事務局体制では無理であること、新事業はアイデアをもつ理事・会員がリーダーになり自ら事業を立ち上げ、JISSはその費用をバックアップすることで決着した。

決算報告について

- ① 波多野理事より収支報告書の数字に計算違いがあることの指摘があり、単純なミスで全体に影響を及ぼす危惧は皆無なので、事務局が訂正を行うことで了承された。
- ② 公益法人改革に関して、内部留保の問題が再度質疑の対象になったが、当案件は別途最後に審議することになった。

議長の指名により藤井監事より監査報告がなされ、事業報告と決算報告は総会で承認された。

第2号議案 平成19年度事業計画と予算書の件

- (1) 続いて、議長の指名により須永理事が平成20年度の事業計画と予算書に関して説明を行った。

事業計画については、基本的に19年度の事業を継続する旨の説明がなされた。すなわちスウェーデン研究連続講座、スウェーデン語講座、所報の発行を継続し、講演活動、パーティー、スウェーデン組織への支援、情報提供の各事業については必要に応じて実施することとする。

(2) ついで議長の指示に従い須永理事より 19 年度予算案の提示がなされた。

以上を含めて、事業計画と予算書は全会一致で承認された。

第 3 号議案 会員動向

(1) 議長の指名により、須永理事より会員の動向について説明が行われた。すなわち、法人会員は 2 社が退会し、新規加入はなく年度末現在の会員は 11 社に減少した。個人会員については 20 名の新規加入があったが、18 名が退会した。役員を含む個人会員は 176 名の会員数となり昨年度より 7 名増加した。学生会員は 1 名が加入、7 名が退会し、合計 13 名になった。会員総数で見ると昨年度の 206 名から 18 年度は 200 名となり、6 名の減少となった。

会員の中核をなす個人会員の退会理由をみると、定年退職しスウェーデンとは関係がなくなったこと、地方にいて当研究所の事業に参加できないことなどを理由にあげる会員が多いことは前年度と変わりがなかった。法人会員の減少を個人会員の増加で補うことが基本方針であるが、19 年度の数字を見る限り個人会員数が大幅には増加しないので今後も引き続き会員にメリットのある組織にしていかなければならない事が強調された。

議長より、質疑応答の問いかけがあったが、特に質問がなく、当議案は承認された。

第 4 号議案 役員人事について

(1) 議長の指名により、須永理事が役員人事の説明をおこなった。

① 新しく高砂熱学会長の石井氏、同社中央研究所長の高橋氏、日刊現代編集委員の林氏の 3 氏が理事に就任した。

議長から質疑に対する問いに、以上の役員人事に異論はなく、説明通りに承認された。

第 5 号議案 その他の案件

(1) 公益法人改革

瓦林議長から前述の公益法人改革に対する対処方法を審議する旨の提案がなされた。それに従い須永理事が、公益法人改革の概要の説明を行った。

すなわち、公益法人改革の骨子は今後 5 年以内に、一般社団法人か公益社団法人かどちらかに移行をする事で、公益社団法人になるためには、事業比率が 50%以上、内部留保率が 30% であること、ならびに不特定多数の人を対象に公益性のある事業を行うことが判定基準であることをパワーポイントスライドで解説した。

当研究所では、事業費率は 70%を超えているので問題ないが、内部留保比率について以下のように質疑が行われた。

① 財政基盤が弱体な当研究所を運営するために、管理費を極力抑え、事業の拡大を図った結果、内部留保率が 90%に達しているのが現状である。

基盤の大きな他の財団、社団法人とは異なり、当研究所は人件費は臨時職員 1 人にかかるだけであり、事務所は理事の自宅を無償で使用し、役員は全員無報酬のボランティアで活動を行っている。そのような団体に一律に 30% を押付けることは弱体の団体には無理な話で、この点は所轄官庁である外務省に説明を求める事にする。

② しかしながら、これまで経費を抑えるために無理を重ねてきた点もあるので、この点に関しては、経費検討委員会を設けて次の項目を検討をする。委員会のメンバー 4-5 人とし瓦林理事長が指名する。

- 臨時雇員の給料：須永洋子から要望を提出してもらおう。
- 事務所借料：理事の自宅使用に係る経費の要望を提出してもらおう。
- 所報原稿：これまで無料であった執筆者に原稿料を支払う。
- 講演謝金：これまで 2 万円であった講演料を再検討する。
- スウェーデン語教室：恒久的に使用できる場所を確保する。野崎理事より、自分のマンションの一室を使用できる旨の提案があった。
- その他

③ 事務所を別の場所に借りることも、数人の会員から提案されたが、須永洋子事務局から現在と別の場所に通勤して仕事をする事は不可能であること、特にスウェーデン語講座の受講生との対応には通常の勤務時間外の 24 時間体制であるからこそ出来る事などの説明がなされた。

以上の問題を全員で討議し、承認された。

(2) 次に議長より議事録の記名捺印は、瓦林理事長、須永常務理事、池田理事の 3 名で行う事が提案され承認された

その他には質疑すべき提案がなく、午後 8 時 10 分に平成 19 年度理事会・通常総会を閉会した。

議事録の承認

本理事会・通常総会の議事進行過程およびその結果を証するために、議事録を作成し議長並びに議事録署名人において下記の通り承認の記名捺印を行った。

平成 20 年 6 月 17 日

社団法人 スウェーデン社会研究所 理事会・通常総会

議長（理事長） 瓦林 聖児

議事録署名人（常務理事） 須永 昌博

議事録署名人（理事） 池田 富士太

JISS所報

2008年06月30日発行・・・所報No.343

JISS所報原稿募集

JISS所報では、北欧・スウェーデンの歴史・政治・経済・社会制度などを研究しておられる方、公的機関や福祉・環境・教育などの社会活動機関、企業活動等での交流を通じて北欧・スウェーデンに興味をお持ちの方、あるいはJISSやJISS所報にご意見をお持ちの方々からのご投稿を広く募集しております。

応募方法は下記の通りですので、ふるってご投稿下さい。所報の編集方針に従って逐次掲載してゆきます。

1 応募資格

特にありません。ただし氏名・所属・連絡先は明記下さい。匿名の投稿は受けません。

2 内容と字数

北欧・スウェーデンに関するものであれば内容は自由ですが、800字(程度)、1,600字(程度)、3,200字(程度)のいずれかの文長をお願いします。

(まだ文にならないうち、テーマ、アイデアの段階であっても、投稿ご希望であればお気軽にJISS所報編集部にご相談下さい)

3 掲載の可否と掲載時期

掲載の可否、掲載時期の判断はJISS内の所報編集部で行います。

送られた原稿は返却しませんのでご了承下さい。

4 謝礼

ご投稿への謝礼は無料ということをお願いいたします。

5 原稿の送付先

原稿は、「JISS事務局 所報編集部」宛て、Eメール、郵便、またはファックスにてお送り下さい。

Copyright (C) Bulletin of The Japan Institute of Scandinavian Studies All Rights Reserved